

全国こども政策主管課長会議

令和7年3月

こども家庭庁成育局
参事官(事業調整担当)

《 目 次 》

I. 地域子ども・子育て支援事業について	1
1. 子ども・子育て支援交付金	
2. 会計検査院の現地検査における指摘事項について	
参考資料1. 子ども・子育て支援交付金交付要綱(別紙基準額表)新旧対照表 (案)	
II. 「こどもまんなか 児童福祉週間」について	30
1. 趣旨について	
2. 「こどもまんなか児童福祉週間」の標語について	
III. 児童福祉文化財等について	34
1. 推薦について	
2. 広報・啓発について	
3. 児童福祉文化賞の発表および表彰式について	

IV. 子ども・子育て支援のための研修・調査研究の推進について	39
1. 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について	
2. 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の実績報告について	
参考資料1. 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業等	
参考資料2. 「子育て支援員」研修について	
参考資料3. 職員の資質向上・人材確保等研修研修内容一覧	
V. 児童福祉施設等の整備及び運営について	45
1. 児童福祉施設等の整備について	
2. 児童福祉施設等の安全の確保について	
3. 児童福祉施設等の防災・減災対策について	
4. 児童福祉行政指導監査について	

《 目 次 》

参考資料1. 次世代育成支援対策施設整備交付金

参考資料2. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(児童福祉施設等分)

参考資料3. 子ども・子育て支援施設整備交付金

参考資料4. 児童福祉施設等の施設整備費国庫補助協議に係るスケジュール等について(令和7年度)

参考資料5. 公共施設への太陽光発電の導入等について

参考資料6. 社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策

参考資料7. 児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用

参考資料8. 児童福祉施設等に係る災害復旧費補助金(令和6年度補正)

VI. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について 92

1. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

参考資料1. 被災者支援総合交付金

I . 地域子ども・子育て支援事業について

令和7年度予算案 2,138億円（2,074億円）※（）内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用を交付する。

《対象事業》

- | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 養育支援訪問事業 | ⑪ 病児保育事業（*） |
| ② 延長保育事業（*） | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 子育て世帯訪問支援事業 | ⑬ 産後ケア事業 |
| ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 児童育成支援拠点事業 | ⑭ 乳児等通園支援事業（令和7年度限り） |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業（*） | 親子関係形成支援事業 | |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑨ 地域子育て支援拠点事業 | |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑩ 一時預かり事業 | |

※妊婦健診については地方交付税措置
*記載事業は事業主拠出金を充当

《令和7年度における主な充実の内容》

- 出産・子育て応援交付金で実施していた伴走型相談支援事業について、利用者支援事業に妊婦等包括相談支援事業型を創設して実施する。
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業について、物価高騰を踏まえ、給食費（副食材料費）の補助単価の見直しを行う。
- 地域子育て支援拠点事業について、子育て親子等がより身近な場所で交流等を行えるようにするため、専用施設での実施だけでなく、賃貸物件において事業を実施する拠点に対する賃借料補助加算を創設する。
- 一時預かり事業（幼稚園型）について、職員配置基準の改正に伴う単価の見直しを行うとともに、特別な支援を要する児童分単価の見直しを行う。
- ファミリー・サポート・センター事業について、性加害防止対策に資する取組として、講習・広報啓発等を実施した場合の加算を創設する。
- 産後ケア事業について、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業で実施するとともに、受け入れに追加の人員配置が必要となるきょうだい、生後4か月以降の児を預かった際の加算措置や、安全対策の充実のため、宿泊型の夜間の助産師等の2人以上の人員配置についての加算措置を創設する。
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助割合】国1/3，都道府県1/3，市町村1/3 等

会計検査院の实地検査における指摘事項について (子ども・子育て支援交付金関係)

令和5年度決算検査報告において、以下(1)～(2)の通り、子ども・子育て支援交付金に係る過大交付の指摘を受けたところである。

市町村においては、制度や実施要綱等に対する理解促進に努めていただくとともに、都道府県においても、適正な補助金執行事務の実施について、管内市町村に対して改めて周知願いたい。

また、各自治体における会計監査等において、過大交付等の不適切な補助金執行が発覚した場合には、速やかにご連絡いただきたい。

(1) 延長保育事業について(別添1)

交付金の交付額の算定に当たり、平均対象児童数の算出は、各延長時間の区分ごとに行うこととされ、各週において利用児童数が最も多い日の当該児童数を平均するなどの方法(以下「所定の方法」という。)を用いることとされているが、2か所の民間保育所等における平均対象児童数について、誤って、年間の延べ利用児童数を用いて算出するなどして適用する延長時間区分を当てはめていた。そして、平均対象児童数を、所定の方法により改めて算出したところ、適用される延長時間区分が変わることになり、基本額が過大に算定される結果となっていた。

(2) 地域子育て支援拠点事業について(別添2)

交付金の交付額の算定に当たり、3か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を2名以上配置するなどしておらず実施要件を満たしていないなどしていたのに、これに係る基準額を拠点事業全体の基準額に含めるなどしていたため、基本額が過大に算定されていた。

子ども・子育て支援交付金（延長保育事業に係る分）の交付が過大

1件 不当金額 5,418,000円

延長保育事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び一部事務組合（以下、これらを合わせて「市町村等」という。）が実施主体となり、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するために、都道府県及び市町村等以外の者が設置する保育所や認定こども園等（以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。）において、市町村から保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び利用時間帯において引き続き保育を受けた際に、当該児童の保護者が支払うべき費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業である。

そして、国は、市町村に対して子ども・子育て支援交付金（延長保育事業に係る分）（以下「交付金」という。）を交付して、延長保育事業に要する費用の一部を補助している。

「延長保育事業の実施について」（平成27年雇児発0717第10号。以下「実施要綱」という。）等によれば、延長保育事業は、1時間延長、2時間延長等の延長時間に応じた区分ごとに基準額が定められている。具体的には、延長時間の区分ごとに実施要件として1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）の下限が定められており、民間保育所等が設定した開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施する場合の平均対象児童数の下限は6人、同様に2時間以上の延長保育を実施する場合は3人などとされている。そして、平均対象児童数の算出は、各延長時間の区分ごとに行うこととされ、各週において利用児童数が最も多い日の当該児童数を平均するなどの方法（以下「所定の方法」という。）を用いることとされている。また、延長時間区分は、各区分の延長時間及び平均対象児童数の要件を満たした上で最も長い区分を適用することなどとされている。

また、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年府子本第474号内閣総理大臣通知）等によれば、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 1時間延長、2時間延長等の延長時間の区分等により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を基本額とし、これに国の負担割合3分の1を乗ずるなどして得た額を交付金の交付額とする。

本院が、4県の6市町において会計実地検査を行ったところ、1町において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	事 業 費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円
奈 良 県	北葛城郡王 寺町	子ども・子 育て支援交 付金 (延長保育)	平成29～ 令和3	37,214	12,403	16,254	5,418

王寺町は、平成29年度から令和3年度までに、2か所の民間保育所等において延長保育事業を実施したとして、延長保育事業に係る基本額を計37,214,000円として奈良県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計12,403,000円の交付を受けていた。

しかし、同町は、交付金の交付額の算定に当たり、2か所の民間保育所等における平均対象児童数について、誤って、所定の方法ではなく、年間の延べ利用児童数を用いて算出するなどして適用する延長時間区分を当てはめていた。そして、平均対象児童数を、所定の方法により改めて算出したところ、適用される延長時間区分が変わることになり、基本額が過大に算定される結果となっていた。

したがって、所定の方法を用いて算出した平均対象児童数により適用される延長時間区分を当て

はめて、平成29年度から令和3年度までの適正な基本額を算定すると計20,960,000円となることから、前記の基本額37,214,000円との差額16,254,000円が過大になっており、これに係る交付金5,418,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、奈良県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

子ども・子育て支援交付金（地域子育て支援拠点事業に係る分）の交付が過大

1件 不当金額 3,756,000円

地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び一部事務組合が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（以下「地域子育て支援拠点」という。）を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものである。

そして、国は、市町村に対して子ども・子育て支援交付金（地域子育て支援拠点事業に係る分）（以下「交付金」という。）を交付して、拠点事業に要する費用の一部を補助している。

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年雇児発0529第18号。以下「実施要綱」という。）等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に拠点事業に専ら従事する者（以下「専任の者」という。）を2名以上配置することなどが実施要件とされている。

また、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年府子本第474号内閣総理大臣通知）等によれば、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 地域子育て支援拠点の開設日数、専任の者の配置状況等に応じた区分により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を基本額とし、これに国の負担割合3分の1を乗ずるなどして得た額を交付金の交付額とする。

本院が、4県の10市において会計実地検査を行ったところ、1市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費 千円	左に対する 交付金 交付額 千円	不当と認め る事業 費 千円	不当と認め る交付 金相当額 千円
千葉県	印西市	子ども・子育て 支援交付金 (地域子育て 支援拠点)	2、3	333,418	115,157	11,267	3,756

印西市は、令和2、3両年度に、24か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を2名以上配置するなどして拠点事業を実施したとして、拠点事業に係る基本額を計333,418,326円として千葉県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計115,157,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、3か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を2名以上配置するなどしておらず実施要件を満たしていないなどしていたのに、これに係る基準額を拠点事業全体の基準額に含めるなどしていたため、基本額が過大に算定されていた。

したがって、2、3両年度の適正な基本額を算定すると計322,150,658円となることから、前記の基本額333,418,326円との差額11,267,668円が過大になっており、これに係る交付金3,756,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、千葉県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

子ども・子育て支援交付金交付要綱(別紙基準額表) 新旧対照表 【案】

改正後				
1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費 (1) 基本型 ア 基本分 ① 基本Ⅰ型(開所日数が週5日以上の場合) 1か所当たり年額 <u>7,991,000円</u> ② 基本Ⅱ型(開所日数が週5日に満たない場合) 1か所当たり年額 <u>2,510,000円</u> ③ 基本Ⅲ型(保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合) 1か所当たり年額 <u>315,000円</u> イ 加算分 ①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,568,000円</u> ②休日加算 1か所当たり年額 <u>844,000円</u> ③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,121,000円</u> ④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>2,090,000円</u> ⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 (略) ⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>836,000円</u> ⑦多機能型加算 1か所当たり年額 <u>3,377,000円</u> ⑧こども家庭センター連携等加算 1か所当たり年額 <u>315,000円</u> ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 (2) 特定型 ア 基本分 1か所当たり年額 <u>3,346,000円</u> イ 加算分 ①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,568,000円</u> ②休日加算 1か所当たり年額 <u>844,000円</u> ③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,121,000円</u> ④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>2,090,000円</u> ⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 (略) ⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>836,000円</u> (3) こども家庭センター型 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額 ア 統括支援員の配置 1か所当たり <u>6,941,000円</u> ※ (略) ※ (略) イ 母子保健機能(従来の子育て世代包括支援センター) ①基本分 (i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>15,628,000円</u> (ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	(略)	国 2/3 (都道府県 1/6) (市町村 1/6) ※妊婦等 包括相談 支援事業 型のみ 国 1/2 (都道府県 1/4) (市町村 1/4)

現行				
1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費 (1) 基本型 ア 基本分 ① 基本Ⅰ型(開所日数が週5日以上の場合) 1か所当たり年額 <u>7,730,000円</u> ② 基本Ⅱ型(開所日数が週5日に満たない場合) 1か所当たり年額 <u>2,433,000円</u> ③ 基本Ⅲ型(保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合) 1か所当たり年額 <u>300,000円</u> イ 加算分 ①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,500,000円</u> ②休日加算 1か所当たり年額 <u>807,000円</u> ③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,105,000円</u> ④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>1,999,000円</u> ⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 (略) ⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>800,000円</u> ⑦多機能型加算 1か所当たり年額 <u>3,315,000円</u> ⑧こども家庭センター連携等加算 1か所当たり年額 <u>300,000円</u> ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 (2) 特定型 ア 基本分 1か所当たり年額 <u>3,232,000円</u> イ 加算分 ①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,500,000円</u> ②休日加算 1か所当たり年額 <u>807,000円</u> ③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,105,000円</u> ④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>1,999,000円</u> ⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 (略) ⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>800,000円</u> (3) こども家庭センター型 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額 ア 統括支援員の配置 1か所当たり <u>6,324,000円</u> ※ (略) ※ (略) イ 母子保健機能(従来の子育て世代包括支援センター) ①基本分 (i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>14,331,000円</u> (ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	(略)	国 2/3 (都道府県 1/6) (市町村 1/6) (新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		1か所当たり <u>7,295,000円</u> (iii)保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり <u>12,830,000円</u> (iv)保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>10,093,000円</u> (v)保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり <u>10,032,000円</u> (vi)保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 (略) ※ (略) ※ (略) ②加算分 (i)多言語対応加算 (略) (ii)特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>836,000円</u> ※ (略)		
		ウ 児童福祉機能(従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点) ① 基本分(直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) (i) 基礎単価 小規模A型 <u>4,152,000円</u> 小規模B型 <u>10,719,000円</u> 小規模C型 <u>17,790,000円</u> 中規模型 <u>24,050,000円</u> 大規模型 <u>44,636,000円</u> (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 <u>2,718,000円</u> × 配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 <u>2,718,000円</u> × 配置人数(上限5人) ② 基本分(委託して行う場合) (i) 基礎単価 小規模A型 <u>10,347,000円</u> 小規模B型 <u>16,914,000円</u> 小規模C型 <u>23,985,000円</u> 中規模型 <u>36,441,000円</u> 大規模型 <u>69,418,000円</u> (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 常勤職員を配置した場合 <u>6,426,000円</u> × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>2,718,000円</u> × 配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価(上限5人) 常勤職員を配置した場合 <u>6,426,000円</u> × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>2,718,000円</u> × 配置人数 ③ 夜間・土日開所加算(人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) ①又は②による基準額 × ((1週間当たりの開所時間数 - 40) ÷ 40) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ※ (略)		
		エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1人当たり <u>2,718,000円</u> ② 委託の場合		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		1か所当たり <u>6,994,000円</u> (iii)保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり <u>11,834,000円</u> (iv)保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>9,491,000円</u> (v)保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり <u>9,337,000円</u> (vi)保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 (略) ※ (略) ※ (略) ②加算分 (i)多言語対応加算 (略) (ii)特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>800,000円</u> ※ (略)		
		ウ 児童福祉機能(従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点) ① 基本分(直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) (i) 基礎単価 小規模A型 <u>3,771,000円</u> 小規模B型 <u>9,700,000円</u> 小規模C型 <u>16,133,000円</u> 中規模型 <u>21,588,000円</u> 大規模型 <u>40,091,000円</u> (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 <u>2,715,000円</u> × 配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 <u>2,715,000円</u> × 配置人数(上限5人) ② 基本分(委託して行う場合) (i) 基礎単価 小規模A型 <u>9,205,000円</u> 小規模B型 <u>15,134,000円</u> 小規模C型 <u>21,567,000円</u> 中規模型 <u>32,455,000円</u> 大規模型 <u>61,825,000円</u> (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 常勤職員を配置した場合 <u>5,646,000円</u> × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>2,715,000円</u> × 配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価(上限5人) 常勤職員を配置した場合 <u>5,646,000円</u> × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>2,715,000円</u> × 配置人数 ③ 夜間・土日開所加算(新規) ①又は②による基準額 × ((1週間当たりの開所時間数 - 40) ÷ 40) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ※ (略)		
		エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1人当たり <u>2,715,000円</u> ② 委託の場合		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合								
		<p>1人当たり <u>6,426,000円</u></p> <p>※(略) ※(略) ※(略)</p> <p>オ 地域資源開拓コーディネーターの配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1か所当たり <u>2,718,000円</u> ② 委託の場合 1か所当たり <u>6,426,000円</u></p> <p>※(略) ※(略)</p> <p>カ 制度施行円滑導入経費 1市町村当たり <u>3,543,000円</u></p> <p>(令和8年度までの経過措置) (略)</p> <p><u>(4)妊婦等包括相談支援事業型</u> <u>次のアからウにより算出された額の合計額</u></p> <p><u>ア 1か所当たりの妊娠届出受理数700件以上</u> <u>15,584,000円</u> <u>イ 1か所当たりの妊娠届出受理数200件以上700件未満</u> <u>9,911,000円</u> <u>ウ 1か所当たりの妊娠届出受理数200件未満</u> <u>8,239,000円</u></p> <p>※「1か所当たり」とは、子ども家庭センターの母子保健機能に係る窓口(従前の子育て世代包括支援センター)1か所当たりとする。 ※子ども家庭センターを設置していない市町村は、従前の子育て世代包括支援センター1か所当たりとする。 ※子ども家庭センターを設置していない、かつ、従前の子育て世代包括支援センターを設置していない市町村は、1か所とする。 ※人件費が地方財政措置や補助金など別に交付されている場合については対象としない。 ※妊娠届出とは、母子保健法第15条に定める妊娠の届出とする。</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) (略) ※(略) ※(略)</p>										
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般型 (1)保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td><u>21,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td><u>42,400円</u></td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td><u>63,600円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業 (略)</p> <p>ウ 事業所内保育事業(定員19人以下) (略)</p> <p>エ 家庭的保育事業 (略)</p>	延長時間区分		1時間	<u>21,200円</u>	2時間	<u>42,400円</u>	3時間	<u>63,600円</u>	(略)	<p>国 1/3</p> <p>〔 都道府県 1/3 〕</p> <p>〔 市町村 1/3 〕</p>
延長時間区分												
1時間	<u>21,200円</u>											
2時間	<u>42,400円</u>											
3時間	<u>63,600円</u>											

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合								
		<p>1人当たり <u>5,646,000円</u></p> <p>※(略) ※(略) ※(略)</p> <p>オ 地域資源開拓コーディネーターの配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1か所当たり <u>2,715,000円</u> ② 委託の場合 1か所当たり <u>5,646,000円</u></p> <p>※(略) ※(略)</p> <p>カ 制度施行円滑導入経費 1市町村当たり <u>3,330,000円</u></p> <p>(令和8年度までの経過措置) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 開設準備経費(改修費等) (略) ※(略) ※(略)</p>										
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般型 (1)保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td><u>20,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td><u>40,400円</u></td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td><u>60,600円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業 (略)</p> <p>ウ 事業所内保育事業(定員19人以下) (略)</p> <p>エ 家庭的保育事業 (略)</p>	延長時間区分		1時間	<u>20,200円</u>	2時間	<u>40,400円</u>	3時間	<u>60,600円</u>	(略)	<p>国 1/3</p> <p>〔 都道府県 1/3 〕</p> <p>〔 市町村 1/3 〕</p>
延長時間区分												
1時間	<u>20,200円</u>											
2時間	<u>40,400円</u>											
3時間	<u>60,600円</u>											

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																						
		(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園 <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,760,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,761,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,804,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,835,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,760,000円	2～3時間	2,761,000円	4～5時間	5,804,000円	6時間以上	6,835,000円																																												
延長時間区分																																																										
30分	600,000円																																																									
1時間	1,760,000円																																																									
2～3時間	2,761,000円																																																									
4～5時間	5,804,000円																																																									
6時間以上	6,835,000円																																																									
		イ 小規模保育事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,422,000円</td> <td>1,422,000円</td> <td>1,422,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,760,000円</td> <td>1,760,000円</td> <td>1,760,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,497,000円</td> <td>4,497,000円</td> <td>4,475,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5,222,000円</td> <td>5,222,000円</td> <td>5,201,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,375,000円</td> <td>1,375,000円</td> <td>1,375,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,605,000円</td> <td>1,605,000円</td> <td>1,605,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,655,000円</td> <td>3,655,000円</td> <td>3,633,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,074,000円</td> <td>4,074,000円</td> <td>4,053,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	A型	B型	C型	自園				30分	600,000円	600,000円	600,000円	1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円	2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円	4～5時間	4,497,000円	4,497,000円	4,475,000円	6時間以上	5,222,000円	5,222,000円	5,201,000円	その他				30分	600,000円	600,000円	600,000円	1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円	2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円	4～5時間	3,655,000円	3,655,000円	3,633,000円	6時間以上	4,074,000円	4,074,000円	4,053,000円				
延長時間区分	A型	B型	C型																																																							
自園																																																										
30分	600,000円	600,000円	600,000円																																																							
1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円																																																							
2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円																																																							
4～5時間	4,497,000円	4,497,000円	4,475,000円																																																							
6時間以上	5,222,000円	5,222,000円	5,201,000円																																																							
その他																																																										
30分	600,000円	600,000円	600,000円																																																							
1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円																																																							
2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円																																																							
4～5時間	3,655,000円	3,655,000円	3,633,000円																																																							
6時間以上	4,074,000円	4,074,000円	4,053,000円																																																							
		※(略)																																																								
		ウ 事業所内保育事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延長時間区分</th> <th rowspan="2">定員20人以上</th> <th colspan="2">定員19人以下</th> </tr> <tr> <th>A型</th> <th>B型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,619,000円</td> <td>1,308,000円</td> <td>1,308,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,540,000円</td> <td>1,619,000円</td> <td>1,619,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,340,000円</td> <td>4,138,000円</td> <td>4,138,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,288,000円</td> <td>4,805,000円</td> <td>4,805,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,406,000円</td> <td>1,265,000円</td> <td>1,265,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,828,000円</td> <td>1,477,000円</td> <td>1,477,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,995,000円</td> <td>3,362,000円</td> <td>3,362,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,662,000円</td> <td>3,748,000円</td> <td>3,748,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下		A型	B型	自園				30分	552,000円	552,000円	552,000円	1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円	2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円	4～5時間	5,340,000円	4,138,000円	4,138,000円	6時間以上	6,288,000円	4,805,000円	4,805,000円	その他				30分	552,000円	552,000円	552,000円	1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円	2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円	4～5時間	3,995,000円	3,362,000円	3,362,000円	6時間以上	4,662,000円	3,748,000円	3,748,000円		
延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下																																																								
		A型	B型																																																							
自園																																																										
30分	552,000円	552,000円	552,000円																																																							
1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円																																																							
2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円																																																							
4～5時間	5,340,000円	4,138,000円	4,138,000円																																																							
6時間以上	6,288,000円	4,805,000円	4,805,000円																																																							
その他																																																										
30分	552,000円	552,000円	552,000円																																																							
1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円																																																							
2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円																																																							
4～5時間	3,995,000円	3,362,000円	3,362,000円																																																							
6時間以上	4,662,000円	3,748,000円	3,748,000円																																																							
		エ 家庭的保育事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>利用定員4人以上</th> <th>利用定員3人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>314,000円</td> <td>161,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>627,000円</td> <td>321,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,122,000円</td> <td>587,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>2,792,000円</td> <td>1,894,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,498,000円</td> <td>3,238,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>306,000円</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>611,000円</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,070,000円</td> <td>535,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>2,052,000円</td> <td>1,155,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,454,000円</td> <td>2,193,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下	自園			30分	314,000円	161,000円	1時間	627,000円	321,000円	2～3時間	1,122,000円	587,000円	4～5時間	2,792,000円	1,894,000円	6時間以上	4,498,000円	3,238,000円	その他			30分	306,000円	153,000円	1時間	611,000円	306,000円	2～3時間	1,070,000円	535,000円	4～5時間	2,052,000円	1,155,000円	6時間以上	3,454,000円	2,193,000円																	
延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下																																																								
自園																																																										
30分	314,000円	161,000円																																																								
1時間	627,000円	321,000円																																																								
2～3時間	1,122,000円	587,000円																																																								
4～5時間	2,792,000円	1,894,000円																																																								
6時間以上	4,498,000円	3,238,000円																																																								
その他																																																										
30分	306,000円	153,000円																																																								
1時間	611,000円	306,000円																																																								
2～3時間	1,070,000円	535,000円																																																								
4～5時間	2,052,000円	1,155,000円																																																								
6時間以上	3,454,000円	2,193,000円																																																								
		オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,988,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,989,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,918,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,835,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,988,000円	2～3時間	2,989,000円	4～5時間	5,918,000円	6時間以上	6,835,000円																																												
延長時間区分																																																										
30分	600,000円																																																									
1時間	1,988,000円																																																									
2～3時間	2,989,000円																																																									
4～5時間	5,918,000円																																																									
6時間以上	6,835,000円																																																									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																						
		(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園 <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,760,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,761,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,673,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,704,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,760,000円	2～3時間	2,761,000円	4～5時間	5,673,000円	6時間以上	6,704,000円																																												
延長時間区分																																																										
30分	600,000円																																																									
1時間	1,760,000円																																																									
2～3時間	2,761,000円																																																									
4～5時間	5,673,000円																																																									
6時間以上	6,704,000円																																																									
		イ 小規模保育事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,422,000円</td> <td>1,422,000円</td> <td>1,422,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,760,000円</td> <td>1,760,000円</td> <td>1,760,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,366,000円</td> <td>4,366,000円</td> <td>4,346,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5,092,000円</td> <td>5,092,000円</td> <td>5,071,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,375,000円</td> <td>1,375,000円</td> <td>1,375,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,605,000円</td> <td>1,605,000円</td> <td>1,605,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,524,000円</td> <td>3,524,000円</td> <td>3,503,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,944,000円</td> <td>3,944,000円</td> <td>3,923,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	A型	B型	C型	自園				30分	600,000円	600,000円	600,000円	1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円	2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円	4～5時間	4,366,000円	4,366,000円	4,346,000円	6時間以上	5,092,000円	5,092,000円	5,071,000円	その他				30分	600,000円	600,000円	600,000円	1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円	2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円	4～5時間	3,524,000円	3,524,000円	3,503,000円	6時間以上	3,944,000円	3,944,000円	3,923,000円				
延長時間区分	A型	B型	C型																																																							
自園																																																										
30分	600,000円	600,000円	600,000円																																																							
1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円																																																							
2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円																																																							
4～5時間	4,366,000円	4,366,000円	4,346,000円																																																							
6時間以上	5,092,000円	5,092,000円	5,071,000円																																																							
その他																																																										
30分	600,000円	600,000円	600,000円																																																							
1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円																																																							
2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円																																																							
4～5時間	3,524,000円	3,524,000円	3,503,000円																																																							
6時間以上	3,944,000円	3,944,000円	3,923,000円																																																							
		※(略)																																																								
		ウ 事業所内保育事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延長時間区分</th> <th rowspan="2">定員20人以上</th> <th colspan="2">定員19人以下</th> </tr> <tr> <th>A型</th> <th>B型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,619,000円</td> <td>1,308,000円</td> <td>1,308,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,540,000円</td> <td>1,619,000円</td> <td>1,619,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,220,000円</td> <td>4,017,000円</td> <td>4,017,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,168,000円</td> <td>4,685,000円</td> <td>4,685,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,406,000円</td> <td>1,265,000円</td> <td>1,265,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,828,000円</td> <td>1,477,000円</td> <td>1,477,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,875,000円</td> <td>3,242,000円</td> <td>3,242,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,542,000円</td> <td>3,628,000円</td> <td>3,628,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下		A型	B型	自園				30分	552,000円	552,000円	552,000円	1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円	2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円	4～5時間	5,220,000円	4,017,000円	4,017,000円	6時間以上	6,168,000円	4,685,000円	4,685,000円	その他				30分	552,000円	552,000円	552,000円	1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円	2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円	4～5時間	3,875,000円	3,242,000円	3,242,000円	6時間以上	4,542,000円	3,628,000円	3,628,000円		
延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下																																																								
		A型	B型																																																							
自園																																																										
30分	552,000円	552,000円	552,000円																																																							
1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円																																																							
2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円																																																							
4～5時間	5,220,000円	4,017,000円	4,017,000円																																																							
6時間以上	6,168,000円	4,685,000円	4,685,000円																																																							
その他																																																										
30分	552,000円	552,000円	552,000円																																																							
1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円																																																							
2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円																																																							
4～5時間	3,875,000円	3,242,000円	3,242,000円																																																							
6時間以上	4,542,000円	3,628,000円	3,628,000円																																																							
		エ 家庭的保育事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>利用定員4人以上</th> <th>利用定員3人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>314,000円</td> <td>161,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>627,000円</td> <td>321,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,122,000円</td> <td>587,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>2,792,000円</td> <td>1,894,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,433,000円</td> <td>3,174,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>306,000円</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>611,000円</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,070,000円</td> <td>535,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>2,052,000円</td> <td>1,155,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,389,000円</td> <td>2,128,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下	自園			30分	314,000円	161,000円	1時間	627,000円	321,000円	2～3時間	1,122,000円	587,000円	4～5時間	2,792,000円	1,894,000円	6時間以上	4,433,000円	3,174,000円	その他			30分	306,000円	153,000円	1時間	611,000円	306,000円	2～3時間	1,070,000円	535,000円	4～5時間	2,052,000円	1,155,000円	6時間以上	3,389,000円	2,128,000円																	
延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下																																																								
自園																																																										
30分	314,000円	161,000円																																																								
1時間	627,000円	321,000円																																																								
2～3時間	1,122,000円	587,000円																																																								
4～5時間	2,792,000円	1,894,000円																																																								
6時間以上	4,433,000円	3,174,000円																																																								
その他																																																										
30分	306,000円	153,000円																																																								
1時間	611,000円	306,000円																																																								
2～3時間	1,070,000円	535,000円																																																								
4～5時間	2,052,000円	1,155,000円																																																								
6時間以上	3,389,000円	2,128,000円																																																								
		オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,988,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,989,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,787,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,704,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,988,000円	2～3時間	2,989,000円	4～5時間	5,787,000円	6時間以上	6,704,000円																																												
延長時間区分																																																										
30分	600,000円																																																									
1時間	1,988,000円																																																									
2～3時間	2,989,000円																																																									
4～5時間	5,787,000円																																																									
6時間以上	6,704,000円																																																									

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合												
		<p><u>カ 配置基準改善加算(平均対象児童数が21人以上の施設等)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>750,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>1,350,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>1,950,000円</td> </tr> </table> <p>2 訪問型 (1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額) (略) (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) (略) ※(略)</p>	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	300,000円	2～3時間	750,000円	4～5時間	1,350,000円	6時間以上	1,950,000円		
延長時間区分																
30分	150,000円															
1時間	300,000円															
2～3時間	750,000円															
4～5時間	1,350,000円															
6時間以上	1,950,000円															
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 教材費・行事費等(給食費以外) (略) 2 給食費(副食材料費) 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>4,900円</u>	(略)													
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 (略) 2 (略) 3 (略)	(略)													
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合 ※(略) (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>4,615,000円</u> - (19人-支援の単位を構成する児童の数) × <u>30,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>6,939,000円</u> - (36人-支援の単位を構成する児童数) × <u>27,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>6,939,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>6,939,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数-45人) × <u>85,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 <u>4,740,000円</u> イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日)× <u>28,000円</u> (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>28,000円</u>	(略)													

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		<p><u>(新規)</u></p> <p>2 訪問型 (1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額) (略) (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) (略) ※(略)</p>		
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 教材費・行事費等(給食費以外) (略) 2 給食費(副食材料費) 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>4,800円</u>	(略)	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 (略) 2 (略) 3 (略)	(略)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合 ※(略) (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>4,313,000円</u> - (19人-支援の単位を構成する児童の数) × <u>29,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>6,552,000円</u> - (36人-支援の単位を構成する児童数) × <u>26,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>6,552,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>6,552,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数-45人) × <u>75,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 <u>4,601,000円</u> イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日)× <u>26,000円</u> (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>26,000円</u>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(18時 半 を超えて開所する場合) 「18時 半 を超える時間」の年間平均時間数× <u>720,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>324,000円</u> (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>4,802,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>3,327,000円</u> イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>28,000円</u> ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「18時 半 を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>720,000円</u> ②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合 ※ (略) (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,794,000円</u> －(19人－支援の単位を構成する児童の数) × <u>30,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>5,117,000円</u> －(36人－支援の単位を構成する児童数) × <u>27,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>5,117,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>5,117,000円</u> －(支援の単位を構成する児童の数－45人) × <u>85,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円 イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)× <u>21,000円</u> (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>21,000円</u> エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(18時 半 を超えて開所する場合) 「18時 半 を超える時間」の年間平均時間数 × <u>449,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>202,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数× <u>671,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>302,000円</u> (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>4,522,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>3,102,000円</u> イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>26,000円</u> ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>671,000円</u> ②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合 ※ (略) (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,629,000円</u> －(19人－支援の単位を構成する児童の数) × <u>29,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,868,000円</u> －(36人－支援の単位を構成する児童数) × <u>26,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,868,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,868,000円</u> －(支援の単位を構成する児童の数－45人) × <u>75,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円 イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)× <u>20,000円</u> (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>20,000円</u> エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数× <u>421,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>190,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,356,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,881,000円</u> イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>21,000円</u> ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>449,000円</u> ③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ (略) ※ (略) (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,629,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,301,000円</u> －(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円 (イ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,301,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,301,000円</u> －(支援の単位を構成する児童の数－45人) × <u>71,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円 イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)× <u>17,000円</u> (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>17,000円</u> エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>298,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>134,000円</u> (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,658,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,782,000円</u> イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>17,000円</u> ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>298,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,185,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,766,000円</u> イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>20,000円</u> ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>421,000円</u> ③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ (略) ※ (略) (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,629,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,088,000円</u> －(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,000円 (イ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,088,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,088,000円</u> －(支援の単位を構成する児童の数－45人) × <u>62,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円 イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)× <u>16,000円</u> (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>16,000円</u> エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数× <u>277,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>125,000円</u> (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,516,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,766,000円</u> イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>16,000円</u> ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>277,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 ※ (略)		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,993,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 32,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $4,623,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $4,623,000円$ (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $4,623,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 79,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円 イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) $(年間開所日数 - 250日) \times 20,000円$ (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 20,000円$ エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(18時半を超えて開所する場合) $「18時半を超える時間」の年間平均時間数 \times 376,000円$ (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) $「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 \times 169,000円$ (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $2,825,000円$ (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,152,000円$ イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 20,000円$ ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 $\times 376,000円$		
		⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ (略)		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,868,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 30,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $3,681,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 28,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 ※ (略)		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,868,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 30,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $4,322,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 27,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $4,322,000円$ (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $4,322,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 67,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円 イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) $(年間開所日数 - 250日) \times 18,000円$ (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 18,000円$ エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) $「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 \times 348,000円$ (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) $「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 \times 157,000円$ (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $2,646,000円$ (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,086,000円$ イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 18,000円$ ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 $\times 348,000円$		
		⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ (略)		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,868,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 30,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $3,452,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 27,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $3,452,000円$		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>3,681,000円</u> <u>3,681,000円</u> －(支援の単位を構成する児童の数－45人) × <u>62,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円 イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)× <u>16,000円</u> (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>16,000円</u> エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(18時 <u>半</u> を超えて開所する場合) 「18時 <u>半</u> を超える時間」の年間平均時間数 × <u>201,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>91,000円</u> (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,023,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,152,000円</u> イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>16,000円</u> ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「18時 <u>半</u> を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>201,000円</u> ⑥「 <u>放課後児童健全育成事業の実施について</u> 」(令和5年4月12日成環 第5号こども家庭庁成育局長通知。(以下本項目において「局長通知」とい う。)別添1の11(3)に定める事業を実施する場合 <u>(分室に設置する1支援の単位当たり年額)</u> <u>747,000円</u> ※(略) ※(略) ※(略)		
		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 ア (略) イ (略) ウ (略) (2)放課後児童クラブ環境改善事業 ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合 (ア)(略) (イ)(略) イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く) (略) ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) (略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>3,452,000円</u> －(支援の単位を構成する児童の数－45人) × <u>53,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円 イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)× <u>14,000円</u> (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>14,000円</u> エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数× <u>187,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>84,000円</u> (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>1,903,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,086,000円</u> イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>14,000円</u> ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>187,000円</u> (新規)		
		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 ア (略) イ (略) ウ (略) (2)放課後児童クラブ環境改善事業 ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合 (ア)(略) (イ)(略) イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く) (略) ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) (略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		<p><u>エ 局長通知別添2の3(2)⑤に定める事業を実施する場合</u> <u>(分室に設置する1支援の単位当たり年額) 600,000円</u></p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)</p> <p>(4)倉庫設備整備事業 (略)</p> <p>※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。</p>		
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児受入推進事業 <u>2,232,000円</u></p> <p>(2)放課後児童クラブ運営支援事業 ア(略) イ(略) ウ(略)</p> <p>(3)放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する 放課後児童健全育成事業所の場合 <u>1,163,000円</u> イア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>581,000円</u></p> <p>※(略)</p>	(略)	
放課後児童健全育成事業(一般分)	1	<p>放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり 年額)</p> <p>(1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 <u>1,829,000円</u></p> <p>(2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 <u>3,330,000円</u></p> <p>※(略)</p>	(略)	
	2	<p>障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,232,000円</u> イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,232,000円</u> (イ)職員を2人以上配置 <u>4,464,000円</u> ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,232,000円</u> (イ)職員を2人配置 <u>4,464,000円</u> (ウ)職員を3人以上配置 <u>6,696,000円</u></p> <p>(2)医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 (略) イ 看護職員等が送迎支援等を実施 (略)</p> <p>※(略)</p>	(略)	
	3	<p>小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 <u>697,000円</u></p> <p>※(略)</p>	(略)	
	4	<p>放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,423,000円</u></p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		<p><u>(新規)</u></p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)</p> <p>(4)倉庫設備整備事業 (略)</p> <p>※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。</p>		
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児受入推進事業 <u>2,059,000円</u></p> <p>(2)放課後児童クラブ運営支援事業 ア(略) イ(略) ウ(略)</p> <p>(3)放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する 放課後児童健全育成事業所の場合 <u>1,073,000円</u> イア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>536,000円</u></p> <p>※(略)</p>	(略)	
放課後児童健全育成事業(一般分)	1	<p>放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり 年額)</p> <p>(1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 <u>1,678,000円</u></p> <p>(2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 <u>3,158,000円</u></p> <p>※(略)</p>	(略)	
	2	<p>障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,059,000円</u> イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,059,000円</u> (イ)職員を2人以上配置 <u>4,118,000円</u> ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,059,000円</u> (イ)職員を2人配置 <u>4,118,000円</u> (ウ)職員を3人以上配置 <u>6,177,000円</u></p> <p>(2)医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 (略) イ 看護職員等が送迎支援等を実施 (略)</p> <p>※(略)</p>	(略)	
	3	<p>小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 <u>643,000円</u></p> <p>※(略)</p>	(略)	
	4	<p>放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,369,000円</u></p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		※ (略)		
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 <u>1,568,000円</u>	(略)	
		※ (略)		
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1市町村当たり年額 <u>4,433,000円</u>	(略)	
		※ (略)		
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 (略)	(略)	
	放課後児童健全育成事業(その他分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (略)	(略)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) (略)	(略)	
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>9,210円</u> イ 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>5,200円</u> ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × <u>1,340円</u> エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※(略) ア(略) イ(略) ウ(略) (2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア 夜間養護事業 (ア) 基本分 年間延べ日数 × <u>1,250円</u> (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,250円</u> イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>2,310円</u> ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※(略) ア(略) イ(略) (3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用 1施設当たり年額 <u>6,747,000円</u> ※(略) ※(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		※ (略)		
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 <u>1,500,000円</u>	(略)	
		※ (略)		
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1市町村当たり年額 <u>4,258,000円</u>	(略)	
		※ (略)		
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 (略)	(略)	
	放課後児童健全育成事業(その他分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (略)	(略)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) (略)	(略)	
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>8,650円</u> イ 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>4,740円</u> ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × <u>1,200円</u> エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※(略) ア(略) イ(略) ウ(略) (2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア 夜間養護事業 (ア) 基本分 年間延べ日数 × <u>900円</u> (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × <u>900円</u> イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>2,010円</u> ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※(略) ア(略) イ(略) (3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用 1施設当たり年額 <u>6,497,000円</u> ※(略) ※(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※ (略) 2 開設準備経費(改修費等) (略) ※ (略) ※ (略)		
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	(略)	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	(略)	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 受講人数 × 80,000円 (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円 2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1市町村当たり <u>3,248,000円</u> 3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1市町村当たり <u>674,000円</u> 4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施 要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合 1市町村当たり <u>735,000円</u> (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施 要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合 1市町村当たり <u>2,601,000円</u> 5 地域住民への周知を図る取組 1市町村当たり <u>644,000円</u>	(略)	
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	1 訪問支援費 (1) 訪問支援費 ア 基本分 年間延べ利用時間数 × <u>1,570円</u> 年間延べ利用件数 × 930円 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。 (ア) 生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用時間数 × <u>1,570円</u> 年間延べ利用件数 × 930円 (イ) 市町村民税非課税世帯 ① 1世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数 × <u>1,570円</u> 年間延べ利用件数 × 930円 ② 1世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数 × <u>1,260円</u> 年間延べ利用件数 × 740円	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※ (略) 2 開設準備経費(改修費等) (略) ※ (略) ※ (略)		
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	(略)	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	(略)	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 受講人数 × 80,000円 (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円 2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1市町村当たり <u>3,000,000円</u> 3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1市町村当たり <u>660,000円</u> 4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施 要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合 1市町村当たり <u>720,000円</u> (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施 要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合 1市町村当たり <u>2,520,000円</u> 5 地域住民への周知を図る取組 1市町村当たり <u>640,000円</u>	(略)	
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	1 訪問支援費 (1) 訪問支援費 ア 基本分 年間延べ利用時間数 × <u>1,500円</u> 年間延べ利用件数 × 930円 イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。 (ア) 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者) 年間延べ利用時間数 × <u>1,500円</u> 年間延べ利用件数 × 930円 (イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者((ア)に掲げる者を除く。)) ① 1世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数 × <u>1,500円</u> 年間延べ利用件数 × 930円 ② 1世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数 × <u>1,200円</u> 年間延べ利用件数 × 740円	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ウ) 市町村民税所得割 <u>合算額</u> が77,101円未満世帯 ① 1世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数 × <u>1,570円</u> 年間延べ利用件数 × 930円 ② 1世帯当たり年間48時間超 年間延べ利用時間数 × <u>940円</u> 年間延べ利用件数 × 560円 (2) 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費(8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合) 1市町村当たり年額 360,000円 2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費 1事業所当たり年額 564,000円		
児童育 成支援 拠点事 業	児童育 成支援 拠点事 業	1 運営費 (1) 基本分 ア 週3日型 1事業所当たり年額 <u>9,828,000円</u> イ 週4日型 1事業所当たり年額 <u>13,104,000円</u> ウ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>16,368,000円</u> (2) 加算分 ア ソーシャルワーク専門職員配置加算 (略) イ 心理療法担当職員配置加算 (略) ウ 送迎加算 (略) エ 長時間開所加算(1事業所当たり年額) (ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>600,000円</u> ② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>800,000円</u> ③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>1,001,000円</u> (イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>144,000円</u> ② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>192,000円</u> ③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>238,000円</u> オ 賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000,000円 ※ (略) ※ (略) 2 開設準備経費(改修費等) (略) ※ (略)	(略)	
親子関 係形成 支援事 業	親子関 係形成 支援事 業	1 親子関係形成支援プログラムの実施 ア 基本分 1プログラムにおける回数(講座数)で算出 (ア) 全4回 年間実施プログラム数 × <u>90,080円</u> (イ) 全5回 年間実施プログラム数 × <u>112,600円</u>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ウ) 市町村民税所得割 <u>課税額</u> 77,101円未満世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者(ア)及び(イ)に掲げる者を除く。) ① 1世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数 × <u>1,500円</u> 年間延べ利用件数 × 930円 ② 1世帯当たり年間48時間超 年間延べ利用時間数 × <u>900円</u> 年間延べ利用件数 × 560円 (2) 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費(8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合) 1市町村当たり年額 360,000円 2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費 1事業所当たり年額 564,000円		
児童育 成支援 拠点事 業	児童育 成支援 拠点事 業	1 運営費 (1) 基本分 ア 週3日型 1事業所当たり年額 <u>9,516,000円</u> イ 週4日型 1事業所当たり年額 <u>12,688,000円</u> ウ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>15,854,000円</u> (2) 加算分 ア ソーシャルワーク専門職員配置加算 (略) イ 心理療法担当職員配置加算 (略) ウ 送迎加算 (略) エ 長時間開所加算(1事業所当たり年額) (ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>567,000円</u> ② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>756,000円</u> ③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>944,000円</u> (イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 <u>135,000円</u> ② 週4日型 1事業所当たり年額 <u>180,000円</u> ③ 週5日型 1事業所当たり年額 <u>225,000円</u> オ 賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000,000円 ※ (略) ※ (略) 2 開設準備経費(改修費等) (略) ※ (略)	(略)	
親子関 係形成 支援事 業	親子関 係形成 支援事 業	1 親子関係形成支援プログラムの実施 ア 基本分 1プログラムにおける回数(講座数)で算出 (ア) 全4回 年間実施プログラム数 × <u>88,400円</u> (イ) 全5回 年間実施プログラム数 × <u>110,500円</u>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × <u>135,120円</u> (エ) 全7回 年間実施プログラム数 × <u>157,640円</u> (オ) 全8回 年間実施プログラム数 × <u>180,160円</u> (カ) 全9回 年間実施プログラム数 × <u>202,680円</u> (キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × <u>225,200円</u> ※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が <u>22,520円</u> 増加。 ※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、(キ)と同額とする。 イ 加算分 以下(ア)~(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 (ア) 生活保護法による被保護者世帯 (イ) 市町村民税非課税世帯 年間延べ利用回数 × <u>2,250円</u> (ウ) 市町村民税所得割合合算額が77,101円未満世帯 年間延べ利用回数 × <u>1,800円</u> 年間延べ利用回数 × <u>1,350円</u> ※ (略) 2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援 (略)		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費(1か所当たり年額) (1)一般型 ア 基本分 (ア)3~4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 <u>6,314,000円</u> ・職員を合計2名配置する場合 <u>4,642,000円</u> (イ)5日型 ・常勤職員を配置する場合 <u>9,023,000円</u> ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>5,703,000円</u> (ウ)6日型 ・常勤職員を配置する場合 <u>10,084,000円</u> ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>7,182,000円</u> (エ)7日型 ・常勤職員を配置する場合 <u>11,154,000円</u> ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>8,251,000円</u> ※ (略) イ 加算分 (ア)子育て支援活動の展開を図る取組 3~4日型 <u>1,725,000円</u> 5日型 <u>3,374,000円</u> 6・7日型 <u>2,956,000円</u> (イ)地域支援 <u>1,646,000円</u> (ウ)特別支援対応加算 <u>1,147,000円</u> (エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>24,000円</u>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × <u>132,600円</u> (エ) 全7回 年間実施プログラム数 × <u>154,700円</u> (オ) 全8回 年間実施プログラム数 × <u>176,800円</u> (カ) 全9回 年間実施プログラム数 × <u>198,900円</u> (キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × <u>221,000円</u> ※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が <u>22,100円</u> 増加。 ※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、(キ)と同額とする。 イ 加算分 以下(ア)~(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 (ア) 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者) 年間延べ利用回数 × <u>2,210円</u> (イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(ア)に掲げる者を除く。)) 年間延べ利用回数 × <u>1,770円</u> (ウ) 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者(ア)及び(イ)に掲げる者を除く。)) 年間延べ利用回数 × <u>1,330円</u> ※ (略) 2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援 (略)		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費(1か所当たり年額) (1)一般型 ア 基本分 (ア)3~4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 <u>6,096,000円</u> ・職員を合計2名配置する場合 <u>4,496,000円</u> (イ)5日型 ・常勤職員を配置する場合 <u>8,714,000円</u> ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>5,521,000円</u> (ウ)6日型 ・常勤職員を配置する場合 <u>9,739,000円</u> ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>6,946,000円</u> (エ)7日型 ・常勤職員を配置する場合 <u>10,772,000円</u> ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>7,978,000円</u> ※ (略) イ 加算分 (ア)子育て支援活動の展開を図る取組 3~4日型 <u>1,653,000円</u> 5日型 <u>3,247,000円</u> 6・7日型 <u>2,847,000円</u> (イ)地域支援 <u>1,592,000円</u> (ウ)特別支援対応加算 <u>1,111,000円</u> (エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>23,000円</u>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																				
		(ホ)育児参加促進講習休日実施加算 <u>443,000円</u> (カ)賃借料加算 <u>2,500,000円</u> (2)出張ひろば <u>1,682,000円</u> (3)小規模型指定施設 ア 基本分 <u>3,292,000円</u> イ 加算分 <u>1,646,000円</u> (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 <u>2,143,000円</u> 5～7日型 <u>3,348,000円</u> イ 加算分 (ア)地域の子育て力を高める取組 <u>507,000円</u> (イ)特別支援対応加算 <u>1,147,000円</u> (ウ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>24,000円</u> (エ)育児参加促進講習休日実施加算 <u>443,000円</u> ※ (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (略) ※(略)																																																						
一時預かり事業	一時預かり事業(一般分)	1 運営費 (1)一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (ア)基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人未満</td><td>1,473,000円</td></tr> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,973,000円</td></tr> <tr><td>100人以上200人未満</td><td>2,444,000円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>2,945,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,240,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,470,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>5,012,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,554,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>8,096,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,638,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>11,180,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>12,722,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>14,264,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>15,806,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>17,348,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>18,890,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>20,432,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>21,974,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>23,516,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>25,058,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>26,600,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>28,142,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>29,684,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>31,226,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>32,768,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	50人未満	1,473,000円	50人以上100人未満	1,973,000円	100人以上200人未満	2,444,000円	200人以上300人未満	2,945,000円	300人以上900人未満	3,240,000円	900人以上1,500人未満	3,470,000円	1,500人以上2,100人未満	5,012,000円	2,100人以上2,700人未満	6,554,000円	2,700人以上3,300人未満	8,096,000円	3,300人以上3,900人未満	9,638,000円	3,900人以上4,500人未満	11,180,000円	4,500人以上5,100人未満	12,722,000円	5,100人以上5,700人未満	14,264,000円	5,700人以上6,300人未満	15,806,000円	6,300人以上6,900人未満	17,348,000円	6,900人以上7,500人未満	18,890,000円	7,500人以上8,100人未満	20,432,000円	8,100人以上8,700人未満	21,974,000円	8,700人以上9,300人未満	23,516,000円	9,300人以上9,900人未満	25,058,000円	9,900人以上10,500人未満	26,600,000円	10,500人以上11,100人未満	28,142,000円	11,100人以上11,700人未満	29,684,000円	11,700人以上12,300人未満	31,226,000円	12,300人以上12,900人未満	32,768,000円	(略)	
年間延べ利用児童数	基準額																																																							
50人未満	1,473,000円																																																							
50人以上100人未満	1,973,000円																																																							
100人以上200人未満	2,444,000円																																																							
200人以上300人未満	2,945,000円																																																							
300人以上900人未満	3,240,000円																																																							
900人以上1,500人未満	3,470,000円																																																							
1,500人以上2,100人未満	5,012,000円																																																							
2,100人以上2,700人未満	6,554,000円																																																							
2,700人以上3,300人未満	8,096,000円																																																							
3,300人以上3,900人未満	9,638,000円																																																							
3,900人以上4,500人未満	11,180,000円																																																							
4,500人以上5,100人未満	12,722,000円																																																							
5,100人以上5,700人未満	14,264,000円																																																							
5,700人以上6,300人未満	15,806,000円																																																							
6,300人以上6,900人未満	17,348,000円																																																							
6,900人以上7,500人未満	18,890,000円																																																							
7,500人以上8,100人未満	20,432,000円																																																							
8,100人以上8,700人未満	21,974,000円																																																							
8,700人以上9,300人未満	23,516,000円																																																							
9,300人以上9,900人未満	25,058,000円																																																							
9,900人以上10,500人未満	26,600,000円																																																							
10,500人以上11,100人未満	28,142,000円																																																							
11,100人以上11,700人未満	29,684,000円																																																							
11,700人以上12,300人未満	31,226,000円																																																							
12,300人以上12,900人未満	32,768,000円																																																							

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																				
		(ホ)育児参加促進講習休日実施加算 <u>425,000円</u> (新規) (2)出張ひろば <u>1,646,000円</u> (3)小規模型指定施設 ア 基本分 <u>3,187,000円</u> イ 加算分 <u>1,594,000円</u> (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 <u>2,075,000円</u> 5～7日型 <u>3,257,000円</u> イ 加算分 (ア)地域の子育て力を高める取組 <u>498,000円</u> (イ)特別支援対応加算 <u>1,111,000円</u> (ウ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>23,000円</u> (エ)育児参加促進講習休日実施加算 <u>425,000円</u> ※ (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (略) ※(略)																																																						
一時預かり事業	一時預かり事業(一般分)	1 運営費 (1)一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (ア)基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr><td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr><td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr><td>(新規)300人未満</td><td>2,833,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,105,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,321,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,797,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,273,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,749,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,225,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,701,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>12,177,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,653,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>15,129,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>16,605,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>18,081,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>19,557,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>21,033,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>22,509,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,985,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>25,461,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>26,937,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>28,413,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>29,889,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>31,365,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)300人未満	2,833,000円	300人以上900人未満	3,105,000円	900人以上1,500人未満	3,321,000円	1,500人以上2,100人未満	4,797,000円	2,100人以上2,700人未満	6,273,000円	2,700人以上3,300人未満	7,749,000円	3,300人以上3,900人未満	9,225,000円	3,900人以上4,500人未満	10,701,000円	4,500人以上5,100人未満	12,177,000円	5,100人以上5,700人未満	13,653,000円	5,700人以上6,300人未満	15,129,000円	6,300人以上6,900人未満	16,605,000円	6,900人以上7,500人未満	18,081,000円	7,500人以上8,100人未満	19,557,000円	8,100人以上8,700人未満	21,033,000円	8,700人以上9,300人未満	22,509,000円	9,300人以上9,900人未満	23,985,000円	9,900人以上10,500人未満	25,461,000円	10,500人以上11,100人未満	26,937,000円	11,100人以上11,700人未満	28,413,000円	11,700人以上12,300人未満	29,889,000円	12,300人以上12,900人未満	31,365,000円	(略)	
年間延べ利用児童数	基準額																																																							
(新規)	(新規)																																																							
(新規)	(新規)																																																							
(新規)	(新規)																																																							
(新規)300人未満	2,833,000円																																																							
300人以上900人未満	3,105,000円																																																							
900人以上1,500人未満	3,321,000円																																																							
1,500人以上2,100人未満	4,797,000円																																																							
2,100人以上2,700人未満	6,273,000円																																																							
2,700人以上3,300人未満	7,749,000円																																																							
3,300人以上3,900人未満	9,225,000円																																																							
3,900人以上4,500人未満	10,701,000円																																																							
4,500人以上5,100人未満	12,177,000円																																																							
5,100人以上5,700人未満	13,653,000円																																																							
5,700人以上6,300人未満	15,129,000円																																																							
6,300人以上6,900人未満	16,605,000円																																																							
6,900人以上7,500人未満	18,081,000円																																																							
7,500人以上8,100人未満	19,557,000円																																																							
8,100人以上8,700人未満	21,033,000円																																																							
8,700人以上9,300人未満	22,509,000円																																																							
9,300人以上9,900人未満	23,985,000円																																																							
9,900人以上10,500人未満	25,461,000円																																																							
10,500人以上11,100人未満	26,937,000円																																																							
11,100人以上11,700人未満	28,413,000円																																																							
11,700人以上12,300人未満	29,889,000円																																																							
12,300人以上12,900人未満	31,365,000円																																																							

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		12,900人以上13,500人未満 34,310,000円		
		13,500人以上14,100人未満 35,852,000円		
		14,100人以上14,700人未満 37,394,000円		
		14,700人以上15,300人未満 38,936,000円		
		15,300人以上15,900人未満 40,478,000円		
		15,900人以上16,500人未満 42,020,000円		
		16,500人以上17,100人未満 43,562,000円		
		17,100人以上17,700人未満 45,104,000円		
		17,700人以上18,300人未満 46,646,000円		
		18,300人以上18,900人未満 48,188,000円		
		18,900人以上19,500人未満 49,730,000円		
		19,500人以上20,100人未満 51,272,000円		
		※20,100人以上の場合は別途協議		
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合		
		年間延べ利用児童数	基準額	
		50人未満	1,473,000円	
		50人以上100人未満	1,973,000円	
		100人以上200人未満	2,444,000円	
		200人以上300人未満	2,945,000円	
		300人以上900人未満	3,114,000円	
		900人以上1,500人未満	3,335,000円	
		1,500人以上2,100人未満	4,817,000円	
		2,100人以上2,700人未満	6,299,000円	
		2,700人以上3,300人未満	7,781,000円	
		3,300人以上3,900人未満	9,263,000円	
		3,900人以上4,500人未満	10,745,000円	
		4,500人以上5,100人未満	12,227,000円	
		5,100人以上5,700人未満	13,709,000円	
		5,700人以上6,300人未満	15,191,000円	
		6,300人以上6,900人未満	16,673,000円	
		6,900人以上7,500人未満	18,155,000円	
		7,500人以上8,100人未満	19,637,000円	
		8,100人以上8,700人未満	21,119,000円	
		8,700人以上9,300人未満	22,601,000円	
		9,300人以上9,900人未満	24,083,000円	
		9,900人以上10,500人未満	25,565,000円	
		10,500人以上11,100人未満	27,047,000円	
		11,100人以上11,700人未満	28,529,000円	
		11,700人以上12,300人未満	30,011,000円	
		12,300人以上12,900人未満	31,493,000円	
		12,900人以上13,500人未満	32,975,000円	
		13,500人以上14,100人未満	34,457,000円	
		14,100人以上14,700人未満	35,939,000円	
		14,700人以上15,300人未満	37,421,000円	
		15,300人以上15,900人未満	38,903,000円	
		15,900人以上16,500人未満	40,385,000円	
		16,500人以上17,100人未満	41,867,000円	
		17,100人以上17,700人未満	43,349,000円	
		17,700人以上18,300人未満	44,831,000円	
		18,300人以上18,900人未満	46,313,000円	
		18,900人以上19,500人未満	47,795,000円	
		19,500人以上20,100人未満	49,277,000円	
		※20,100人以上の場合は別途協議		
		(イ) 基幹型施設加算	1,330,000円	
		イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額) ((略))		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		12,900人以上13,500人未満 32,841,000円		
		13,500人以上14,100人未満 34,317,000円		
		14,100人以上14,700人未満 35,793,000円		
		14,700人以上15,300人未満 37,269,000円		
		15,300人以上15,900人未満 38,745,000円		
		15,900人以上16,500人未満 40,221,000円		
		16,500人以上17,100人未満 41,697,000円		
		17,100人以上17,700人未満 43,173,000円		
		17,700人以上18,300人未満 44,649,000円		
		18,300人以上18,900人未満 46,125,000円		
		18,900人以上19,500人未満 47,601,000円		
		19,500人以上20,100人未満 49,077,000円		
		※20,100人以上の場合は別途協議		
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合		
		年間延べ利用児童数	基準額	
		(新規)	(新規)	
		(新規)	(新規)	
		(新規)	(新規)	
		(新規)300人未満	2,833,000円	
		300人以上900人未満	2,979,000円	
		900人以上1,500人未満	3,200,000円	
		1,500人以上2,100人未満	4,622,000円	
		2,100人以上2,700人未満	6,044,000円	
		2,700人以上3,300人未満	7,466,000円	
		3,300人以上3,900人未満	8,888,000円	
		3,900人以上4,500人未満	10,310,000円	
		4,500人以上5,100人未満	11,732,000円	
		5,100人以上5,700人未満	13,154,000円	
		5,700人以上6,300人未満	14,576,000円	
		6,300人以上6,900人未満	15,998,000円	
		6,900人以上7,500人未満	17,420,000円	
		7,500人以上8,100人未満	18,842,000円	
		8,100人以上8,700人未満	20,264,000円	
		8,700人以上9,300人未満	21,686,000円	
		9,300人以上9,900人未満	23,108,000円	
		9,900人以上10,500人未満	24,530,000円	
		10,500人以上11,100人未満	25,952,000円	
		11,100人以上11,700人未満	27,374,000円	
		11,700人以上12,300人未満	28,796,000円	
		12,300人以上12,900人未満	30,218,000円	
		12,900人以上13,500人未満	31,640,000円	
		13,500人以上14,100人未満	33,062,000円	
		14,100人以上14,700人未満	34,484,000円	
		14,700人以上15,300人未満	35,906,000円	
		15,300人以上15,900人未満	37,328,000円	
		15,900人以上16,500人未満	38,750,000円	
		16,500人以上17,100人未満	40,172,000円	
		17,100人以上17,700人未満	41,594,000円	
		17,700人以上18,300人未満	43,016,000円	
		18,300人以上18,900人未満	44,438,000円	
		18,900人以上19,500人未満	45,860,000円	
		19,500人以上20,100人未満	47,282,000円	
		※20,100人以上の場合は別途協議		
		(イ) 基幹型施設加算	1,150,000円	
		イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額) ((略))		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ア) 平日分 (イ) 長期休業日(8時間未満) (ウ) 長期休業日(8時間以上) (エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (オ) 長時間加算 (略) ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,400円 エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) <u>3,900円</u> オ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) (略) ※(略) (2)幼稚園型 I ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額) (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 <u>440円</u> ② 長期休業日(8時間未満) <u>440円</u> ③ 長期休業日(8時間以上) <u>880円</u> II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 (略) (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (ウ) 長時間加算 (略) (エ) 保育体制充実加算 (略) (オ) 就労支援型施設加算(事務経費) (略) ※1(略) ※2(略) イ 在籍園児以外の児童分(ウ及び(3)を除く)(児童1人当たり日額) (略) ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額) <u>① 平日分 4,000円</u> <u>② 長期休業日 8,000円</u> <u>③ 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 8,000円</u> ※(略) ※(略) (3)幼稚園型 II(児童1人当たり日額) (略) (4)余裕活用型(児童1人当たり日額) ア 基本分 <u>2,600円</u> イ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) <u>3,900円</u> ウ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) (略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ア) 平日分 <u>400円</u> (イ) 長期休業日(8時間未満) <u>400円</u> (ウ) 長期休業日(8時間以上) <u>800円</u> (エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (オ) 長時間加算 (略) ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,400円 エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) <u>3,600円</u> オ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) (略) ※(略) (2)幼稚園型 I ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額) (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 <u>400円</u> ② 長期休業日(8時間未満) <u>400円</u> ③ 長期休業日(8時間以上) <u>800円</u> II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 (略) (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (ウ) 長時間加算 (略) (エ) 保育体制充実加算 (略) (オ) 就労支援型施設加算(事務経費) (略) ※1(略) ※2(略) イ 在籍園児以外の児童分(ウ及び(3)を除く)(児童1人当たり日額) (略) ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額) <u>(新規) 4,000円</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> ※(略) ※(略) (3)幼稚園型 II(児童1人当たり日額) (略) (4)余裕活用型(児童1人当たり日額) ア 基本分 <u>2,400円</u> イ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) <u>3,600円</u> ウ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) (略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																														
		(5) 居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 <u>11,000円</u> 利用時間4時間未満 <u>5,500円</u> イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上 <u>14,000円</u> 利用時間4時間未満 <u>7,000円</u> ウ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) <u>3,900円</u> エ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) (略) ※ (略) (6) 災害特例型 (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (略)																																																
	一時預かり事業(その他分)	(略)	(略)																																															
病児保育事業	病児保育事業(特定分・一般分・事業費)	1 病児対応型 (1) 基本分 1か所当たり年額 <u>8,808,000円</u> うち改善分 2,538,000円 ※(略) (2) 加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算	(略)																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額(1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td><u>1,130,000円</u></td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td><u>1,695,000円</u></td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td><u>2,260,000円</u></td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td><u>3,390,000円</u></td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td><u>4,520,000円</u></td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td><u>5,650,000円</u></td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td><u>6,780,000円</u></td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td><u>7,910,000円</u></td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td><u>9,040,000円</u></td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td><u>10,170,000円</u></td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td><u>11,300,000円</u></td></tr> <tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td><u>12,430,000円</u></td></tr> <tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td><u>13,560,000円</u></td></tr> <tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td><u>14,690,000円</u></td></tr> <tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td><u>15,820,000円</u></td></tr> <tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td><u>16,950,000円</u></td></tr> <tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td><u>18,080,000円</u></td></tr> <tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td><u>19,210,000円</u></td></tr> <tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td><u>20,340,000円</u></td></tr> <tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td><u>21,470,000円</u></td></tr> <tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td><u>22,600,000円</u></td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td><u>23,540,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額(1か所当たり年額)	50人以上100人未満	<u>1,130,000円</u>	100人以上150人未満	<u>1,695,000円</u>	150人以上200人未満	<u>2,260,000円</u>	200人以上300人未満	<u>3,390,000円</u>	300人以上400人未満	<u>4,520,000円</u>	400人以上500人未満	<u>5,650,000円</u>	500人以上600人未満	<u>6,780,000円</u>	600人以上700人未満	<u>7,910,000円</u>	700人以上800人未満	<u>9,040,000円</u>	800人以上900人未満	<u>10,170,000円</u>	900人以上1,000人未満	<u>11,300,000円</u>	1,000人以上1,100人未満	<u>12,430,000円</u>	1,100人以上1,200人未満	<u>13,560,000円</u>	1,200人以上1,300人未満	<u>14,690,000円</u>	1,300人以上1,400人未満	<u>15,820,000円</u>	1,400人以上1,500人未満	<u>16,950,000円</u>	1,500人以上1,600人未満	<u>18,080,000円</u>	1,600人以上1,700人未満	<u>19,210,000円</u>	1,700人以上1,800人未満	<u>20,340,000円</u>	1,800人以上1,900人未満	<u>21,470,000円</u>	1,900人以上2,000人未満	<u>22,600,000円</u>	2,000人以上2,200人未満	<u>23,540,000円</u>		
年間延べ利用児童数	基準額(1か所当たり年額)																																																	
50人以上100人未満	<u>1,130,000円</u>																																																	
100人以上150人未満	<u>1,695,000円</u>																																																	
150人以上200人未満	<u>2,260,000円</u>																																																	
200人以上300人未満	<u>3,390,000円</u>																																																	
300人以上400人未満	<u>4,520,000円</u>																																																	
400人以上500人未満	<u>5,650,000円</u>																																																	
500人以上600人未満	<u>6,780,000円</u>																																																	
600人以上700人未満	<u>7,910,000円</u>																																																	
700人以上800人未満	<u>9,040,000円</u>																																																	
800人以上900人未満	<u>10,170,000円</u>																																																	
900人以上1,000人未満	<u>11,300,000円</u>																																																	
1,000人以上1,100人未満	<u>12,430,000円</u>																																																	
1,100人以上1,200人未満	<u>13,560,000円</u>																																																	
1,200人以上1,300人未満	<u>14,690,000円</u>																																																	
1,300人以上1,400人未満	<u>15,820,000円</u>																																																	
1,400人以上1,500人未満	<u>16,950,000円</u>																																																	
1,500人以上1,600人未満	<u>18,080,000円</u>																																																	
1,600人以上1,700人未満	<u>19,210,000円</u>																																																	
1,700人以上1,800人未満	<u>20,340,000円</u>																																																	
1,800人以上1,900人未満	<u>21,470,000円</u>																																																	
1,900人以上2,000人未満	<u>22,600,000円</u>																																																	
2,000人以上2,200人未満	<u>23,540,000円</u>																																																	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																														
		(5) 居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 <u>9,000円</u> 利用時間4時間未満 <u>4,500円</u> イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上 <u>12,100円</u> 利用時間4時間未満 <u>6,050円</u> ウ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) <u>3,600円</u> エ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) (略) ※ (略) (6) 災害特例型 (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (略)																																																
	一時預かり事業(その他分)	(略)	(略)																																															
病児保育事業	病児保育事業(特定分・一般分・事業費)	1 病児対応型 (1) 基本分 1か所当たり年額 <u>8,443,000円</u> うち改善分 2,538,000円 ※(略) (2) 加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算	(略)																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額(1か所当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td><u>1,000,000円</u></td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td><u>1,500,000円</u></td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td><u>2,000,000円</u></td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td><u>3,000,000円</u></td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td><u>4,000,000円</u></td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td><u>5,000,000円</u></td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td><u>6,000,000円</u></td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td><u>7,000,000円</u></td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td><u>8,000,000円</u></td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td><u>9,000,000円</u></td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td><u>10,000,000円</u></td></tr> <tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td><u>11,000,000円</u></td></tr> <tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td><u>12,000,000円</u></td></tr> <tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td><u>13,000,000円</u></td></tr> <tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td><u>14,000,000円</u></td></tr> <tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td><u>15,000,000円</u></td></tr> <tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td><u>16,000,000円</u></td></tr> <tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td><u>17,000,000円</u></td></tr> <tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td><u>18,000,000円</u></td></tr> <tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td><u>19,000,000円</u></td></tr> <tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td><u>20,000,000円</u></td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td><u>20,900,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額(1か所当たり年額)	50人以上100人未満	<u>1,000,000円</u>	100人以上150人未満	<u>1,500,000円</u>	150人以上200人未満	<u>2,000,000円</u>	200人以上300人未満	<u>3,000,000円</u>	300人以上400人未満	<u>4,000,000円</u>	400人以上500人未満	<u>5,000,000円</u>	500人以上600人未満	<u>6,000,000円</u>	600人以上700人未満	<u>7,000,000円</u>	700人以上800人未満	<u>8,000,000円</u>	800人以上900人未満	<u>9,000,000円</u>	900人以上1,000人未満	<u>10,000,000円</u>	1,000人以上1,100人未満	<u>11,000,000円</u>	1,100人以上1,200人未満	<u>12,000,000円</u>	1,200人以上1,300人未満	<u>13,000,000円</u>	1,300人以上1,400人未満	<u>14,000,000円</u>	1,400人以上1,500人未満	<u>15,000,000円</u>	1,500人以上1,600人未満	<u>16,000,000円</u>	1,600人以上1,700人未満	<u>17,000,000円</u>	1,700人以上1,800人未満	<u>18,000,000円</u>	1,800人以上1,900人未満	<u>19,000,000円</u>	1,900人以上2,000人未満	<u>20,000,000円</u>	2,000人以上2,200人未満	<u>20,900,000円</u>		
年間延べ利用児童数	基準額(1か所当たり年額)																																																	
50人以上100人未満	<u>1,000,000円</u>																																																	
100人以上150人未満	<u>1,500,000円</u>																																																	
150人以上200人未満	<u>2,000,000円</u>																																																	
200人以上300人未満	<u>3,000,000円</u>																																																	
300人以上400人未満	<u>4,000,000円</u>																																																	
400人以上500人未満	<u>5,000,000円</u>																																																	
500人以上600人未満	<u>6,000,000円</u>																																																	
600人以上700人未満	<u>7,000,000円</u>																																																	
700人以上800人未満	<u>8,000,000円</u>																																																	
800人以上900人未満	<u>9,000,000円</u>																																																	
900人以上1,000人未満	<u>10,000,000円</u>																																																	
1,000人以上1,100人未満	<u>11,000,000円</u>																																																	
1,100人以上1,200人未満	<u>12,000,000円</u>																																																	
1,200人以上1,300人未満	<u>13,000,000円</u>																																																	
1,300人以上1,400人未満	<u>14,000,000円</u>																																																	
1,400人以上1,500人未満	<u>15,000,000円</u>																																																	
1,500人以上1,600人未満	<u>16,000,000円</u>																																																	
1,600人以上1,700人未満	<u>17,000,000円</u>																																																	
1,700人以上1,800人未満	<u>18,000,000円</u>																																																	
1,800人以上1,900人未満	<u>19,000,000円</u>																																																	
1,900人以上2,000人未満	<u>20,000,000円</u>																																																	
2,000人以上2,200人未満	<u>20,900,000円</u>																																																	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																										
		<table border="1"> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>25,680,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>27,820,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>29,960,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>32,100,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>32,640,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>34,680,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>36,720,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>38,760,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>40,800,000円</td></tr> </table> <p>※4,000人以上の場合は別途協議</p>	2,200人以上2,400人未満	25,680,000円	2,400人以上2,600人未満	27,820,000円	2,600人以上2,800人未満	29,960,000円	2,800人以上3,000人未満	32,100,000円	3,000人以上3,200人未満	32,640,000円	3,200人以上3,400人未満	34,680,000円	3,400人以上3,600人未満	36,720,000円	3,600人以上3,800人未満	38,760,000円	3,800人以上4,000人未満	40,800,000円																																										
2,200人以上2,400人未満	25,680,000円																																																													
2,400人以上2,600人未満	27,820,000円																																																													
2,600人以上2,800人未満	29,960,000円																																																													
2,800人以上3,000人未満	32,100,000円																																																													
3,000人以上3,200人未満	32,640,000円																																																													
3,200人以上3,400人未満	34,680,000円																																																													
3,400人以上3,600人未満	36,720,000円																																																													
3,600人以上3,800人未満	38,760,000円																																																													
3,800人以上4,000人未満	40,800,000円																																																													
		イ 送迎対応を行う看護師等雇上費																																																												
		1か所当たり年額 5,400,000円																																																												
		ウ 送迎経費																																																												
		1か所当たり年額 3,634,000円																																																												
		エ 研修参加費用(研修代替職員の配置に要する費用を含む)																																																												
		職員1人当たり年額 18,000円																																																												
		オ 当日キャンセル対応加算																																																												
		(略)																																																												
		カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,300,000円																																																												
		(3) 普及定着促進費(開設準備経費)																																																												
		(略)																																																												
		2 病後児対応型																																																												
		(1) 基本分	1か所当たり年額 6,338,000円																																																											
		うち改善分	2,225,000円																																																											
		※(略)																																																												
		(2) 加算分																																																												
		ア 年間延べ利用児童数に応じた加算																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額(1か所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,300,000円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,593,300円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td>2,124,400円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,186,600円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td>4,248,800円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td>5,311,000円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td>6,373,200円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td>7,435,400円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td>8,497,600円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td>9,559,800円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>10,622,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>11,684,200円</td></tr> <tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>12,746,400円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>13,808,600円</td></tr> <tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>14,870,800円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>15,933,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>16,995,200円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>18,057,400円</td></tr> <tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>19,119,600円</td></tr> <tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>20,181,800円</td></tr> <tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>21,244,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>22,127,600円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>24,139,200円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>26,150,800円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>28,162,400円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>30,174,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>30,681,600円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>32,599,200円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額(1か所)	50人以上100人未満	1,300,000円	100人以上150人未満	1,593,300円	150人以上200人未満	2,124,400円	200人以上300人未満	3,186,600円	300人以上400人未満	4,248,800円	400人以上500人未満	5,311,000円	500人以上600人未満	6,373,200円	600人以上700人未満	7,435,400円	700人以上800人未満	8,497,600円	800人以上900人未満	9,559,800円	900人以上1,000人未満	10,622,000円	1,000人以上1,100人未満	11,684,200円	1,100人以上1,200人未満	12,746,400円	1,200人以上1,300人未満	13,808,600円	1,300人以上1,400人未満	14,870,800円	1,400人以上1,500人未満	15,933,000円	1,500人以上1,600人未満	16,995,200円	1,600人以上1,700人未満	18,057,400円	1,700人以上1,800人未満	19,119,600円	1,800人以上1,900人未満	20,181,800円	1,900人以上2,000人未満	21,244,000円	2,000人以上2,200人未満	22,127,600円	2,200人以上2,400人未満	24,139,200円	2,400人以上2,600人未満	26,150,800円	2,600人以上2,800人未満	28,162,400円	2,800人以上3,000人未満	30,174,000円	3,000人以上3,200人未満	30,681,600円	3,200人以上3,400人未満	32,599,200円		
年間延べ利用児童数	基準額(1か所)																																																													
50人以上100人未満	1,300,000円																																																													
100人以上150人未満	1,593,300円																																																													
150人以上200人未満	2,124,400円																																																													
200人以上300人未満	3,186,600円																																																													
300人以上400人未満	4,248,800円																																																													
400人以上500人未満	5,311,000円																																																													
500人以上600人未満	6,373,200円																																																													
600人以上700人未満	7,435,400円																																																													
700人以上800人未満	8,497,600円																																																													
800人以上900人未満	9,559,800円																																																													
900人以上1,000人未満	10,622,000円																																																													
1,000人以上1,100人未満	11,684,200円																																																													
1,100人以上1,200人未満	12,746,400円																																																													
1,200人以上1,300人未満	13,808,600円																																																													
1,300人以上1,400人未満	14,870,800円																																																													
1,400人以上1,500人未満	15,933,000円																																																													
1,500人以上1,600人未満	16,995,200円																																																													
1,600人以上1,700人未満	18,057,400円																																																													
1,700人以上1,800人未満	19,119,600円																																																													
1,800人以上1,900人未満	20,181,800円																																																													
1,900人以上2,000人未満	21,244,000円																																																													
2,000人以上2,200人未満	22,127,600円																																																													
2,200人以上2,400人未満	24,139,200円																																																													
2,400人以上2,600人未満	26,150,800円																																																													
2,600人以上2,800人未満	28,162,400円																																																													
2,800人以上3,000人未満	30,174,000円																																																													
3,000人以上3,200人未満	30,681,600円																																																													
3,200人以上3,400人未満	32,599,200円																																																													

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																										
		<table border="1"> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>22,800,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>24,700,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>26,600,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>28,500,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>30,400,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>32,300,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>34,200,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>36,100,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>38,000,000円</td></tr> </table> <p>※4,000人以上の場合は別途協議</p>	2,200人以上2,400人未満	22,800,000円	2,400人以上2,600人未満	24,700,000円	2,600人以上2,800人未満	26,600,000円	2,800人以上3,000人未満	28,500,000円	3,000人以上3,200人未満	30,400,000円	3,200人以上3,400人未満	32,300,000円	3,400人以上3,600人未満	34,200,000円	3,600人以上3,800人未満	36,100,000円	3,800人以上4,000人未満	38,000,000円																																										
2,200人以上2,400人未満	22,800,000円																																																													
2,400人以上2,600人未満	24,700,000円																																																													
2,600人以上2,800人未満	26,600,000円																																																													
2,800人以上3,000人未満	28,500,000円																																																													
3,000人以上3,200人未満	30,400,000円																																																													
3,200人以上3,400人未満	32,300,000円																																																													
3,400人以上3,600人未満	34,200,000円																																																													
3,600人以上3,800人未満	36,100,000円																																																													
3,800人以上4,000人未満	38,000,000円																																																													
		イ 送迎対応を行う看護師等雇上費																																																												
		1か所当たり年額 5,400,000円																																																												
		ウ 送迎経費																																																												
		1か所当たり年額 3,634,000円																																																												
		エ 研修参加費用(新規)																																																												
		職員1人当たり年額 10,000円																																																												
		オ 当日キャンセル対応加算																																																												
		(略)																																																												
		(新規)																																																												
		(3) 普及定着促進費(開設準備経費)																																																												
		(略)																																																												
		2 病後児対応型																																																												
		(1) 基本分	1か所当たり年額 6,032,000円																																																											
		うち改善分	2,225,000円																																																											
		※(略)																																																												
		(2) 加算分																																																												
		ア 年間延べ利用児童数に応じた加算																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額(1か所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,300,000円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,410,000円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td>1,880,000円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>2,820,000円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td>3,760,000円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td>4,700,000円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td>5,640,000円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td>6,580,000円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td>7,520,000円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td>8,460,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>9,400,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>10,340,000円</td></tr> <tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>11,280,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>12,220,000円</td></tr> <tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>13,160,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>14,100,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>15,040,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>15,980,000円</td></tr> <tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>16,920,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>17,860,000円</td></tr> <tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>18,800,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>19,646,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>21,432,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>23,218,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>25,004,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>26,790,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>28,576,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>30,362,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額(1か所)	50人以上100人未満	1,300,000円	100人以上150人未満	1,410,000円	150人以上200人未満	1,880,000円	200人以上300人未満	2,820,000円	300人以上400人未満	3,760,000円	400人以上500人未満	4,700,000円	500人以上600人未満	5,640,000円	600人以上700人未満	6,580,000円	700人以上800人未満	7,520,000円	800人以上900人未満	8,460,000円	900人以上1,000人未満	9,400,000円	1,000人以上1,100人未満	10,340,000円	1,100人以上1,200人未満	11,280,000円	1,200人以上1,300人未満	12,220,000円	1,300人以上1,400人未満	13,160,000円	1,400人以上1,500人未満	14,100,000円	1,500人以上1,600人未満	15,040,000円	1,600人以上1,700人未満	15,980,000円	1,700人以上1,800人未満	16,920,000円	1,800人以上1,900人未満	17,860,000円	1,900人以上2,000人未満	18,800,000円	2,000人以上2,200人未満	19,646,000円	2,200人以上2,400人未満	21,432,000円	2,400人以上2,600人未満	23,218,000円	2,600人以上2,800人未満	25,004,000円	2,800人以上3,000人未満	26,790,000円	3,000人以上3,200人未満	28,576,000円	3,200人以上3,400人未満	30,362,000円		
年間延べ利用児童数	基準額(1か所)																																																													
50人以上100人未満	1,300,000円																																																													
100人以上150人未満	1,410,000円																																																													
150人以上200人未満	1,880,000円																																																													
200人以上300人未満	2,820,000円																																																													
300人以上400人未満	3,760,000円																																																													
400人以上500人未満	4,700,000円																																																													
500人以上600人未満	5,640,000円																																																													
600人以上700人未満	6,580,000円																																																													
700人以上800人未満	7,520,000円																																																													
800人以上900人未満	8,460,000円																																																													
900人以上1,000人未満	9,400,000円																																																													
1,000人以上1,100人未満	10,340,000円																																																													
1,100人以上1,200人未満	11,280,000円																																																													
1,200人以上1,300人未満	12,220,000円																																																													
1,300人以上1,400人未満	13,160,000円																																																													
1,400人以上1,500人未満	14,100,000円																																																													
1,500人以上1,600人未満	15,040,000円																																																													
1,600人以上1,700人未満	15,980,000円																																																													
1,700人以上1,800人未満	16,920,000円																																																													
1,800人以上1,900人未満	17,860,000円																																																													
1,900人以上2,000人未満	18,800,000円																																																													
2,000人以上2,200人未満	19,646,000円																																																													
2,200人以上2,400人未満	21,432,000円																																																													
2,400人以上2,600人未満	23,218,000円																																																													
2,600人以上2,800人未満	25,004,000円																																																													
2,800人以上3,000人未満	26,790,000円																																																													
3,000人以上3,200人未満	28,576,000円																																																													
3,200人以上3,400人未満	30,362,000円																																																													

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合						
		<table border="1"> <tr> <td>3,400人以上3,600人未満</td> <td>34,516,800円</td> </tr> <tr> <td>3,600人以上3,800人未満</td> <td>36,434,400円</td> </tr> <tr> <td>3,800人以上4,000人未満</td> <td>38,352,000円</td> </tr> </table> ※4,000人以上の場合は別途協議 イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円 ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円 エ 研修参加費用(研修代替職員の配置に要する費用を含む) 職員1人当たり年額 18,000円 オ 当日キャンセル対応加算 (略) <u>カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,300,000円</u> (3)普及定着促進費(開設準備経費) (略) 3 体調不良児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 4,794,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,397,000円) ※ (略) (2)加算分 (略) (3)改善分 (略) ※ (略) 4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) (略)	3,400人以上3,600人未満	34,516,800円	3,600人以上3,800人未満	36,434,400円	3,800人以上4,000人未満	38,352,000円		
3,400人以上3,600人未満	34,516,800円									
3,600人以上3,800人未満	36,434,400円									
3,800人以上4,000人未満	38,352,000円									
	病児保育(特定分・低所得者減算加算)	(略)	(略)							
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1)基本事業 (略) (2)病児・緊急対応強化事業 (略) (3)ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 (略) (4)預かり手増加のための取組加算 (略) (5)提供会員の定着促進加算 (略) (6)地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 (略)	(略)							

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合						
		<table border="1"> <tr> <td>3,400人以上3,600人未満</td> <td>32,148,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600人以上3,800人未満</td> <td>33,934,000円</td> </tr> <tr> <td>3,800人以上4,000人未満</td> <td>35,720,000円</td> </tr> </table> ※4,000人以上の場合は別途協議 イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円 ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円 エ 研修参加費用(新規) 職員1人当たり年額 10,000円 オ 当日キャンセル対応加算 (略) <u>(新規)</u> (3)普及定着促進費(開設準備経費) (略) 3 体調不良児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 4,500,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,250,000円) ※ (略) (2)加算分 (略) (3)改善分 (略) ※ (略) 4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) (略)	3,400人以上3,600人未満	32,148,000円	3,600人以上3,800人未満	33,934,000円	3,800人以上4,000人未満	35,720,000円		
3,400人以上3,600人未満	32,148,000円									
3,600人以上3,800人未満	33,934,000円									
3,800人以上4,000人未満	35,720,000円									
	病児保育(特定分・低所得者減算加算)	(略)	(略)							
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1)基本事業 (略) (2)病児・緊急対応強化事業 (略) (3)ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 (略) (4)預かり手増加のための取組加算 (略) (5)提供会員の定着促進加算 (略) (6)地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 (略)	(略)							

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(7)性被害防止対策加算 580,000円		
		2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (略)		
産後ケア事業	産後ケア事業	(1)デイサービス・アウリーチ型 1か所あたり1,788,000円(※)×実施月数 ※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を1,788,000円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。) イ 1,788,000円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (2)ショートステイ型 1か所あたり2,605,700円(※)×実施月数 ※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を2,605,700円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。) イ 2,605,700円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (3)24時間365日受入体制整備加算 1か所あたり年額 2,943,600円 (4)住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算 1回(泊)あたり5,000円 (5)(4)以外の世帯に対する利用料減免加算 1回(泊)あたり2,500円 (産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回(泊)を上限とする。) ※(5)について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。 (6)支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 1人あたり日額 7,000円 (7)兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算 1か所あたり174,200円×実施月数 ※ 1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1か所分として申請すること。 (8)夜間に職員配置を2名以上に行っているショートステイ型の施設に応じた加算 1か所あたり244,600円×実施月数 ※ 午後6時から翌朝の午前8時までに助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。	産後ケア事業の実施に必要な経費	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(新規) 2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (略)		
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	<p>1 乳児等通園支援 乳児等通園支援を行うために必要な経費 令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</p> <table border="0"> <tr> <td>人口100万人以上</td> <td>1自治体当たり 167,430,000円</td> </tr> <tr> <td>人口50万人以上100万人未満</td> <td>1自治体当たり 134,180,000円</td> </tr> <tr> <td>人口10万人以上50万人未満</td> <td>1自治体当たり 125,568,000円</td> </tr> <tr> <td>人口5万人以上10万人未満</td> <td>1自治体当たり 37,189,000円</td> </tr> <tr> <td>人口5万人未満</td> <td>1自治体当たり 17,214,000円</td> </tr> </table> <p>2 指導監督 事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合に必要な経費 令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</p> <table border="0"> <tr> <td>人口100万人以上</td> <td>1自治体当たり 18,252,000円</td> </tr> <tr> <td>人口50万人以上100万人未満</td> <td>1自治体当たり 9,126,000円</td> </tr> <tr> <td>人口5万人未満</td> <td>1自治体当たり 4,563,000円</td> </tr> </table> <p>3 賃借料補助 こども誰でも通園制度を実施するために令和7年度以降に賃借により事業を実施する事業所に係る経費（賃借料及び礼金に限る） 1事業所当たり 3,066,000円</p> <p>※ 3については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	人口100万人以上	1自治体当たり 167,430,000円	人口50万人以上100万人未満	1自治体当たり 134,180,000円	人口10万人以上50万人未満	1自治体当たり 125,568,000円	人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり 37,189,000円	人口5万人未満	1自治体当たり 17,214,000円	人口100万人以上	1自治体当たり 18,252,000円	人口50万人以上100万人未満	1自治体当たり 9,126,000円	人口5万人未満	1自治体当たり 4,563,000円	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に必要な経費	国 3/4 市町村 1/4
人口100万人以上	1自治体当たり 167,430,000円																			
人口50万人以上100万人未満	1自治体当たり 134,180,000円																			
人口10万人以上50万人未満	1自治体当たり 125,568,000円																			
人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり 37,189,000円																			
人口5万人未満	1自治体当たり 17,214,000円																			
人口100万人以上	1自治体当たり 18,252,000円																			
人口50万人以上100万人未満	1自治体当たり 9,126,000円																			
人口5万人未満	1自治体当たり 4,563,000円																			
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を除く。）	(削除)	(削除)	(削除)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3																
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（略）	1 地域子ども・子育て支援事業における ICT化推進事業（令和6年度補正予算分）（略）	(略)	(略)	(略)																

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。）	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。）	<p>1 地域子ども・子育て支援事業における ICT化推進事業（令和5年度補正予算分） (1)業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2)研修のオンライン化 (1)、(2)の合計 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p> <p>(3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。</p>	ICT化推進事業（令和5年度補正予算分）の実施に必要な経費	(新規)
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（略）	2 地域子ども・子育て支援事業における ICT化推進事業（令和6年度補正予算分）（略）	(略)	(略)	(略)

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
	支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業、 <u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</u> を除く。） （特例措置分）			

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
	支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。） （特例措置分 <u>(2)</u> ）			

Ⅱ. 「こどもまんなか 児童福祉週間」について

「こどもまんなか 児童福祉週間」について

1. 趣旨について

こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」(5月5日～11日)と定め、国、都道府県、市区町村等が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知とこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

なお、5月を中心に実施予定のこども関連の取組をまとめて、集中的かつ効果的に広報していくこととなったため、令和6年度より名称を「こどもまんなか 児童福祉週間」に変更した。

2. 「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語について

「こどもまんなか 児童福祉週間」の理念を広く啓発する標語の全国募集(令和6年8月1日～9月30日)に際しては、広く周知いただく等のご協力をいただき御礼申し上げます。

当該期間中に4,766点の応募があり選考の結果、次の作品を令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語に決定した。

【令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」標語】

いつだって まんまるまんなか こどもたち (兵庫県 18歳)

この標語は、「こどもまんなか 児童福祉週間」の象徴として、広報・啓発ポスターやホームページ等で広く周知することとしていることから、管内市区町村への周知や啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、「こどもまんなか 児童福祉週間」の趣旨等の普及について協力をお願いしたい。

「こどもまんなか 児童福祉週間」の概要

【趣旨】

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間で「こどもまんなか 児童福祉週間」と定めて、こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種取り組みを展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知とこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしている。（※昭和22年5月より毎年実施）

【令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」標語】

「いつだって まんまるまんなか こどもたち」（兵庫県 18歳）
◆応募期間：令和6年8月1日～9月30日 ◆応募総数：4,766点

【期間】

毎年、5月5日の「こどもの日」から5月11日までの1週間
（※地域の実情による期間の延長（5月末日まで）可）

【主唱団体】

こども家庭庁、（福）全国社会福祉協議会、（公財）児童育成協会

【関係省庁等における取組】

＜国＞

- ①標語の募集・選定・表彰（S38～）
- ②こいのぼり掲揚式等の実施（S33～）
- ③児童福祉施設等への鯉のぼり寄贈
- ④中央省庁のこいのぼり掲揚（15省庁で実施）
- ⑤国営昭和記念公園等の施設で無料入園等を実施 等

＜地方公共団体＞

- ①広報活動
- ②大会・イベント等
- ③独自の標語募集
- ④こいのぼり掲揚 等

＜民間団体＞

- ①児童福祉施設関係者によるこいのぼり掲揚式
- ②こどもの国等の施設で無料入園等を実施 等



令和6年度「こどもまんなか 児童福祉週間」ポスター

※令和7年度ポスターは作成中

令和6年度 中央省庁等における児童福祉週間の取組

(1) こども家庭庁における取組

①こどもたちによる「こいのぼり」の掲揚と、「こどもまんなか 児童福祉週間」

標語募集での最優秀作品受賞者の表彰式

○期 日: 令和6年4月22日(月)

○場 所: こども家庭庁共用大会議室

○内 容: ア 保育園児と来賓者による「こいのぼり」の掲揚

イ 令和6年度「こどもまんなか 児童福祉週間」標語の最優秀作品受賞者の表彰式



②「児童福祉文化賞」表彰式

○期 日: 令和6年5月13日(月)

○内 容: 児童福祉文化の振興を図るため、優れた児童福祉文化財への表彰を行う



(2) 中央省庁等における取組

①「こいのぼり」の掲揚

4月22日(月)～5月11日(土)までの期間において、内閣官房、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、金融庁、最高裁判所、国立国会図書館国際子ども図書館の各庁舎において、こいのぼり(日本鯉のぼり協会より寄贈)を掲揚。

②国営公園等の無料入園等の実施

- ・国営滝野すざらん丘陵公園(北海道札幌市)
- ・国営みちのく杜の湖畔公園(宮城県柴田郡川崎町)
- ・国営常陸海浜公園(茨城県ひたちなか市)
- ・国営武蔵丘陵森林公園(埼玉県比企郡滑川町、熊谷市)
- ・国営昭和記念公園(東京都立川市、昭島市)
- ・国営越後丘陵公園(新潟県長岡市)
- ・国営アルプスあづみの公園(長野県安曇野市、大町市、北安曇郡松川村)
- ・国営明石海峡公園(兵庫県神戸市、淡路市)
- ・国営備北丘陵公園(広島県庄原市)
- ・国営讃岐まんのう公園(香川県仲多度郡まんのう町)
- ・国営海の中道海浜公園(福岡県福岡市)
- ・国営吉野ヶ里歴史公園(佐賀県神崎市、神埼郡吉野ヶ里町)
- ・国営沖縄記念公園(沖縄県国頭郡本部町、那覇市)

- ・新宿御苑(東京都新宿区)
- ・森林総合研究所多摩森林科学園(東京都八王子市)
- ・こどもの国(神奈川県横浜市)
- ・会津鉄道会津線(福島県西若松～会津田島)
- ・MOA美術館(静岡県熱海市)
- ・鴨川シーワールド(千葉県鴨川市)
- ・神戸海洋博物館(兵庫県神戸市)
- ・琴平海洋博物館(香川県仲多度郡琴平町)
- ・日本平ロープウェイ(静岡県静岡市)
- ・さる園・野草園(東京都八王子市)
- ・つくばエキスポセンター(茨城県つくば市)
- ・東武博物館(東京都墨田区)
- ・切手の博物館(東京都豊島区)
- ・由利高原鉄道(秋田県 鳥海山ろく線おぼこ号)

Ⅲ. 児童福祉文化財等について

児童福祉文化財等について

1. 推薦について

児童福祉文化財とは、こどもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、こどもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、こども家庭審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカル等の舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。

推薦は、昭和26年から毎年行われており、令和5年度からは、こども家庭審議会児童福祉文化分科会にて審議され、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で計108作品が推薦された。

2. 広報・啓発について

こども家庭庁では、児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」にまとめ、その一覧をホームページ等に掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介する「こどもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。

各地方公共団体においても、こども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等に広く周知していただくようお願いしたい。

3. 児童福祉文化賞の発表および表彰式について

児童福祉文化賞は、昭和34年に児童福祉週間を記念して、児童福祉文化の振興を図るため、「優れた児童福祉文化財に対して大臣表彰を行う」ものとして設けられたものである。こども家庭審議会児童福祉文化分科会において、推薦された児童福祉文化財の中から、特に優れた作品を選定し、児童福祉文化賞および児童福祉文化賞推薦作品の表彰を行っている。

こども家庭審議会推薦児童福祉文化財の概要

1. こども家庭審議会による児童福祉文化財推薦

こども家庭審議会では、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第9項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。

※令和5年4月に厚生労働省の社会保障審議会からこども家庭庁のこども家庭審議会に移管されたが、昭和26年より児童福祉文化財の推薦を実施している。

児童福祉法（抄） 第8条第9項

こども家庭審議会、社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2. 児童福祉文化財の推薦業務

児童福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため3つの「委員会」を設置して審議、推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

- 出版物委員会 図書等
- 舞台芸術委員会 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等
- 映像・メディア等委員会 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

3. 推薦基準

- ・児童に適切な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

4. 令和5年度推薦数

	出版物	舞台芸術	映像・メディア等	計
推薦	40	8	8	56
うち特別推薦	9	1	3	13

5. 広報・啓発

児童福祉文化財の広報・啓発ポスター、年報等を制作し、こども家庭庁HPおよびSNS等で発信し、広報・啓発に取り組んでいる。



児童福祉文化賞の概要

児童福祉文化賞は、昭和34年に児童福祉週間を記念して、児童福祉文化の振興を図るために「優れた児童文化財に対して大臣表彰を行うもの」として設けられたものであり、令和5年度よりこども家庭庁において主催している。

こども家庭審議会児童福祉文化分科会（以下「分科会」という。）において、前年度に推薦された児童福祉文化財の中から特に優れた作品（特別推薦作品）を選定し、分科会委員等で構成される児童福祉文化賞審査委員会の決定に基づいて、児童福祉文化賞及び児童福祉文化賞推薦作品の表彰を行う。

【表彰作品】

(1) 「児童福祉文化賞」

「出版物」「舞台芸術」及び「映像・メディア等」の3部門から特に優れた作品各1点と「特別部門」。

※「特別部門」は、障害福祉、母子保健等も含め、広く児童健全育成の推進に寄与すると認められる児童福祉文化財または児童文化活動を対象に、分科会が推薦するもの等の中から選定する。

(2) 「児童福祉文化賞推薦作品」

こども家庭審議会特別推薦作品のうち、「児童福祉文化賞」に選定されたものを除く作品。

【令和6年度児童福祉文化賞表彰式】

- 期 日：令和6年5月13日（月）
- 場 所：こども家庭庁共用大会議室
- 受賞作品：別紙のとおり

【広報・啓発】

- ・児童福祉文化賞を紹介するポスターにより周知
- ・全国大型児童館等にて出版物受賞作品の展示会を実施
- ・こども家庭庁HPおよびSNSにより周知



令和6年度表彰式

令和6年度 児童福祉文化賞 受賞作品

すきなこと どんどんぶやして おおきくなあれ

出版物部門

- 「ぼくらの世界は」 株式会社世界社
- 「しげの夏」 株式会社世界社
- 「ひまの次」 株式会社世界社
- 「やさいのぼんなんのぼん」 株式会社世界社
- 「チャンスはてしない戦争のわかれ」 株式会社世界社
- 「アマゾン川」 株式会社世界社

舞台芸術部門

- 「ぼくらの世界は」 株式会社世界社
- 「しげの夏」 株式会社世界社
- 「ひまの次」 株式会社世界社
- 「やさいのぼんなんのぼん」 株式会社世界社
- 「チャンスはてしない戦争のわかれ」 株式会社世界社
- 「アマゾン川」 株式会社世界社

映像・メディア等部門

- 「ぼくらの世界は」 株式会社世界社
- 「しげの夏」 株式会社世界社
- 「ひまの次」 株式会社世界社
- 「やさいのぼんなんのぼん」 株式会社世界社
- 「チャンスはてしない戦争のわかれ」 株式会社世界社
- 「アマゾン川」 株式会社世界社

特別部門

- 「ぼくらの世界は」 株式会社世界社
- 「しげの夏」 株式会社世界社
- 「ひまの次」 株式会社世界社
- 「やさいのぼんなんのぼん」 株式会社世界社
- 「チャンスはてしない戦争のわかれ」 株式会社世界社
- 「アマゾン川」 株式会社世界社

令和6年度児童福祉文化賞および児童福祉文化賞推薦作品

(別紙)

【児童福祉文化賞】

出版物部門	
もりはみている	大竹英洋/株式会社福音館書店
舞台芸術部門	
とどろヶ淵のメッケ	有限会社人形劇団京芸
映像・メディア等部門	
映画『窓ぎわのトットちゃん』	映画「窓ぎわのトットちゃん」 製作委員会
特別部門	
石坂 慎二氏	
長年にわたり児童青少年演劇を通じて児童福祉文化の向上・普及に努め、児童の健全育成に貢献してきた活動	
特別部門	
日本鯉のぼり協会	
長年にわたりこいのぼりを通じて児童福祉文化の向上に努め、こどもの健全育成に貢献してきた活動	

【児童福祉文化賞推薦作品】

部門	作品名等	受賞者
出版物部門	カメラにうつらなかった真実 3人の写真家が見た日系人収容所	株式会社徳間書店
	アマゾン川 熱帯雨林・生命の源	株式会社徳間書店
	ひみつの犬	株式会社岩崎書店
	やさいのはな なんのはな?	株式会社岩崎書店
	チャンス はてしない戦争をのがれて	株式会社小学館
	LGBTだけじゃない! わたしの性 (全4巻) ・ジェンダー・アイデンティティ ・からだの性 ・好きのありかた ・性役割/性別表現	株式会社国土社
	じゅげむの夏	株式会社佼成出版社
	手で見ろぼくの世界は	株式会社くもん出版
映像・メディア等部門	ぼくたちの哲学教室	doodler
	チョコレートな人々	東海テレビ

IV. 子ども・子育て支援のための 研修・調査研究の推進について

1. 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について

子ども・子育て支援の充実のためには、保育や地域子ども・子育て支援事業を担う現任職員の資質の向上を図るとともに、更なる人材確保を行うことが重要である。このため、職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施に必要な経費について補助しているところであり、各自治体におかれては、本事業のより積極的な活用をお願いしたい。

なお、追って事前協議を実施するので予めご承知置き願いたい。

2. 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の実績報告について

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金については、例年、事業終了後に実績報告を行っていただいているところであるが、近年、実績報告に基づく補助金額の確定後に、実績報告内容の誤りにより再確定を行う事例が散見されている。

報告誤りの主な理由としては、補助金執行担当部署と事業担当部署が異なるため、十分な確認がなされていないまま報告されていることや補助対象外の経費を誤って計上して報告されていること等が挙げられる。

については、実績報告提出時の関係部署間での緊密な連携や複数人による十分な確認、当該補助金の交付要綱及び実施要綱における補助対象経費の確認を徹底していただくようお願いする。

令和7年度予算案 29億円（26億円）

事業の目的

- 「子ども・子育て支援新制度」において、質の高い教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供するために、必要となる人材確保や従事者の資質向上を図るための研修及び課題や問題点等について解決するための手立てや事業等を総合的に展開するためのモデルとなる事例の収集を行うことを目的とする

事業の概要

- (1) 子育て支援員研修事業【成育環境課】 3.5億円（3.5億円）
地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関しての必要な知識や技術等を修得するための研修を行い、子育て支援員の養成を図る。
- (2) 職員の資質向上・人材確保等研修事業【成育基盤企画課、保育政策課、成育環境課】 2.5億円（2.2億円）
子ども・子育て支援新制度において、様々な子育て支援事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質の向上及び人材確保を行うための各種研修を実施する。
＜拡充内容等＞
 - ・ 保育士等キャリアアップ研修事業について、研修受講者の増加を見込んだ予算の増額を行い、加えて、適正な執行を図るため、補助基準額の設定を見直す。
 - ・ 保育の質の向上のための研修等事業及び新規新卒者の確保、就業継続支援事業について、適正な執行を図るため、補助基準額の設定を見直す。
- (3) 児童館における健全育成活動等開発事業【成育環境課】 0.5億円（1.0億円）
地域の子育て支援等を実施する児童館において、発達段階等に配慮した健全育成活動や子どもの権利を基盤とする健全育成活動等総合的に展開できることが求められていることから、設定したテーマに対する事業を実施し、収集したモデル事例の普及啓発を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村 【補助率】 1 / 2

子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業等

- 子ども・子育て支援新制度における質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施には、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い更なる人材を確保する必要がある。
- また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について、現地調査等により実態や試行的取り組み等を把握し、諸般の課題に対応するための手立てとなる提言を得るための調査研究等を実施する。

こども政策推進事業費補助金

令和6年度予算額: 33.7億円 → 令和7年度予算案: 37.7億円

子育て支援員研修事業【成育環境課】

令和6年度予算額: 3.5億円 → 令和7年度予算案: 3.5億円

- ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関しての必要な知識や技術等を習得するための研修を実施。
- ・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定。

職員の資質向上・人材確保等研修事業【成育基盤企画課、保育政策課、成育環境課】

令和6年度予算額: 21.7億円 → 令和7年度予算案: 24.9億円

- ・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施。

子ども・子育て支援推進調査研究事業等【参事官（事業調整担当）付】

令和6年度予算額: 7.5億円 → 令和7年度予算案: 8.9億円

- ・子ども・子育て支援及び障害児支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施。

児童館における健全育成活動等開発事業【成育環境課】

令和6年度予算額: 1.0億円 → 令和7年度予算案: 0.5億円

- ・地域の子育て支援等を実施する児童館において、発達段階等に配慮した健全育成活動や子どもの権利を基盤とする健全育成活動等総合的に展開できることが求められていることから、設定したテーマに対する事業を実施し、普及啓発を図る。

こども政策推進事業委託費

令和6年度予算額: 3.7億円 → 令和7年度予算案: 3.7億円

※主な事業（参事官（事業調整担当）付取りまとめ分）

指導者養成等研修事業【成育基盤企画課、成育環境課、母子保健課】

令和6年度予算額: 1.5億円 → 令和7年度予算案: 1.5億円

- ・各自治体で研修を実施するための講師や各施設における指導者の立場にある者を養成。また研修内容が確立されていない最新のテーマや事柄などについて、全国的に周知や普及を行い、全国一律で一定程度の質・量の確保を行う研修を実施。

子ども・子育て支援推進委託調査研究・普及促進事業【成育基盤企画課、虐待防止対策課、成育環境課】

令和6年度予算額: 2.1億円 → 令和7年度予算案: 2.1億円

- ・子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題への対応及び児童相談所の専門性向上に対応するための各種調査研究等を実施。

「子育て支援員」研修について

趣旨

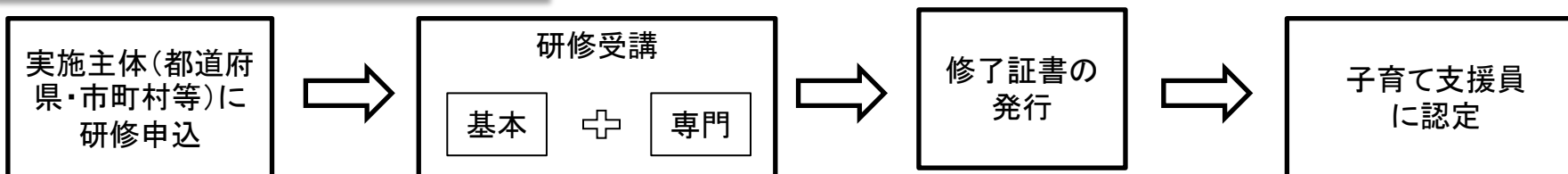
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事可能！

研修受講から認定までの流れ



【職員の資質向上・人材確保等研修 研修内容一覧】

事業名	概要
保育の質の向上のための研修等事業（成育基盤企画課）	
保育の質の向上のための研修事業	保育所の職員等を対象に、保育士の専門性の向上を図り、保育の質を向上させるための研修を実施
保育士試験合格者に対する実技講習事業	実務経験の少ない保育士試験合格者を対象として、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習を実施
保育実習指導者に対する講習事業	指定保育士養成施設の学生に対する実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修を実施
保育士等キャリアアップ研修事業（成育基盤企画課）	職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修を実施
新規新卒者の確保、就業継続支援事業（成育基盤企画課）	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修等を実施
多様な保育研修事業（保育政策課）	
家庭的保育者等研修事業	家庭的保育事業、小規模保育事業等を推進するため、家庭的保育者等としての知識を習得するための研修を実施
居宅訪問型保育研修事業	利用児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、居宅訪問型保育事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）に従事するにあたって必要な知識を習得するための研修を実施
病児・病後児保育研修事業	病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・訪問型）に従事する者（看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士）の資質の向上を図るための研修を実施
放課後児童支援員等研修事業（成育環境課）	
放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童クラブに配置が求められる「放課後児童支援員」を養成する都道府県知事等が行う認定資格研修を実施
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため研修を実施
児童厚生員等研修事業	児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施
地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業	地域子育て支援拠点事業所の職員の資質の向上を図るための研修を実施
ファミリー・サポート・センター事業 アドバイザー・会員研修事業（成育環境課）	ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザー及び会員の資質向上を図るための研修を実施
認可外の居宅訪問型保育研修事業（保育政策課）	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の基準において保育従事者が修了する必要があるとした研修を実施

V. 児童福祉施設等の設備及び運営について

V. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

1. 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

(参考資料 1・2 参照)

児童福祉施設等に係る施設整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金により財政支援を行っており、令和 6 年度補正予算では、

- ・追加内示が必要な整備への対応
- ・産後ケア事業の施設整備に係る補助率の嵩上げ

等を行うための費用を計上しているため、各自治体におかれては積極的な活用をお願いしたい。

後述する子ども・子育て支援施設整備交付金における「学校敷地外で放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場を一体的に整備する場合」に該当する児童厚生施設については、一定の要件のもと、子ども・子育て支援施設整備交付金において、国庫補助基準額の引き上げの対象になるため、そちらの活用も検討されたい。

また、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化のための整備についても、令和 6 年度補正予算において必要な予算を計上していることから、各都道府県等におかれては、これらの補助制度を有効に活用し、児童福祉施設等の施設整備を推進するとともに、防災・減災対策を着実に進めて頂きたい。

なお、次世代育成支援対策施設整備交付金に係る令和 7 年度に計画している協議案件の登録については原則、年 1 回とし、登録された協議案件については、予算の範囲内において、こども家庭庁が採択予定事業として仮決定を行う。登録された協議案件の全てが採択予定事業となるわけではないこと、採択予定事業として仮決定されたことで直ちに内示が確約されるものではないことにはご留意頂きたい。仮決定された事業については、着手時期等に応じて 5 回に分けて協議書の提出を行っていただき、協議書審査の上、予算成立後、段階的に内示を実施する。

次世代育成支援対策施設整備交付金の協議案件の登録にあたっては、各交付金毎に申請自治体における全ての整備事業の中で優先度が高い事業順に順位付けを行っていただき、この優先順位は事業採択にあたっての参考とするため、申請自治体においては「優先順位を付す際の指標」等を参考に、各自治体の実情や計画に応じて適切な順位付けを

お願いしたい。

加えて、次世代育成支援対策施設整備交付金において、障害者施設（障害福祉サービス事業）との多機能型事業所の整備を行う障害児施設等の順位付けについては、厚生労働省所管の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議申請における障害者施設（障害福祉サービス）の優先順位との相関性に留意するようお願いする。

② 子ども・子育て支援施設整備交付金について（参考資料3参照）

放課後児童クラブ及び病児保育施設に係る施設整備については、子ども・子育て支援施設整備交付金により財政支援を行っており、令和6年度補正予算では、

・待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部補助

等を行うための費用を計上しており、各自治体におかれては積極的な活用をお願いしたい。

③ 施設整備費国庫補助に係る留意事項について（参考資料4参照）

次世代育成支援対策施設整備交付金、子ども・子育て支援施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金において、国の内示前に事業着手した場合は補助の対象外となるので留意願いたい。事業着手とは工事契約の締結のことであり、内示後の契約を担保するような仮契約も含まれる。工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当する。

また、当該年度の第1回協議の際に各自治体にも確認をお願いしているところではあるが、複数年度事業の場合は毎年度協議書の提出を行う必要があり、内示前着工とならないよう2カ年目以降は必ず第1回協議に協議を行う必要がある。

④ 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

令和7年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費等の高騰等を反映し、4.7%増の改定を行う予定（※）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

※補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 就学前教育・保育施設整備交付金
- ・ 保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）
- ・ 子ども・子育て支援施設整備交付金

⑤ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している下記の事業について、令和7年度も引き続き実施することを予定しているので、ご了知願いたい。

なお、令和7年度より、下記「保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置」において、乳児等通園支援事業を対象に追加する。

(貸付事業一覧)

- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置
- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置
- 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置
- 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置

また、令和7年度より、福祉貸付事業の融資対象に乳児等通園支援事業を追加するため、こちらについてもご了知願いたい。

- ・ 貸付の相手方：法人
- ・ 償還期間：20年以内
- ・ 融資率：80%
- ・ 貸付利率：基準金利～基準金利+0.8%

⑥ 木材利用の推進及びCLTの活用について

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が改正され、国や地方自治体が整備する公共建築物に加え、民間建築物についても、木材の利用の促進を図ることとされている。また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、政府としてCLT活用促進のための取組を

行っている。

児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成 28 年 7 月 21 日雇児発 0721 第 17 号・社援発 0721 第 5 号・障発 0721 第 2 号・老発 0721 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただきたい。

現在、政府においては、令和 3 年 3 月の CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議において、林業・木材産業の活性化による地方創生の促進や 2050 年カーボンニュートラル及びグリーン社会の実現に向けて、更なる利用拡大を目指すことを第一に新ロードマップを策定したところであり、関係省庁が連携して取り組んでいる。

⑦ しっくい塗りの活用について

令和 4 年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の「15 章 左官工事」において、しっくい塗りに関する具体的な内容が盛り込まれており、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となっているので、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

また、一般社団法人日本左官業組合連合会において、しっくいの魅力や性能等を紹介するしっくい専門のホームページ「しっくいまるわかり大辞典」が公開されているので、ご活用いただきたい。

※しっくい丸わかり大辞典

<https://sikkui.net/>

⑧ 土壁塗りの活用について

令和 4 年に、壁土が不燃材料として認定された（令和 4 年国土交通省告示第 599 号）。これにより、今まで特殊建築物の内装仕上において制限があり使用できなかった壁土について、児童福祉施設等の整備においても使用可能となっているので、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑨ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ脱炭素社会づくり）は重要な課題

であり、政府では令和2年10月に「2050カーボンニュートラル」を宣言し、令和3年6月には「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定された。これを踏まえ、児童福祉施設等の整備においても積極的に脱炭素社会づくりに取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備に当たっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入や、木材利用を促進する等の地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑩ PFI手法を活用した施設整備の推進について

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等に資するPFI事業については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、政府として取組を推進しているところである。

厚生労働省では、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、PFI手法を活用した施設整備を推進しているところであり、こども家庭庁としても、次世代育成支援対策施設整備交付金等において、財政支援の対象としているので、PFI手法の積極的活用についてご検討いただくとともに、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いする。

（参考）内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/pfi/>

⑪ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）
- ・ 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890

号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号) など

⑫ 財産処分について

こども家庭庁所管の一般会計補助金等を受けて整備した児童福祉施設等を補助目的以外に転用等の財産処分を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」や「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」（令和 5 年 6 月 15 日こ成事第 331 号・こ支虐第 69 号）等に基づき、こども家庭庁長官又は地方厚生（支）局長の承認を得る必要があるが、これらの承認を得ることなく財産処分を行う等の事例が見られるところである。

財産処分の対象となる一般会計等の補助金等には、次世代育成支援対策施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金（保育所等整備交付金）、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金だけでなく、少子化対策臨時特例交付金や子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）等により取得し又は効用の増加した児童福祉施設等も含まれるものであり、管内市町村や社会福祉法人等への周知・指導を含め、財産処分の適切な事務手続を徹底されたい。

⑬ インフラ老朽化対策の推進について

平成 25 年 11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省（※）では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成 27 年 3 月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらに、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成 29 年 3 月 23 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしている。

これにより、各地方自治体においても、基本計画において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（＝「公共施設等総合管理計画」）を策定し、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費

用」等を記載した「個別施設計画」を令和2年度末までに策定することとなっている。

厚生労働省（※）では、令和元年12月に社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成し、通知（「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について（令和元年12月27日付け福祉部局連名通知））したところであるが、公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、令和6年3月末日時点で策定率は84.2%となっている。

計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、児童福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につなげていくことは重要であることから、今年度内に個別施設計画の策定率が100%となるよう、引き続き各地方公共団体において取り組まれることを願います。

なお、個別施設計画の見える化として、個別施設計画の主たる内容を自治体毎にまとめた一覧表をこども家庭庁ホームページに公表しているため、ご活用いただきたい。

また、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、施設の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究を行い、中長期的な施設の維持管理にかかる経費の試算方法について、上記の施設一覧と同様にこども家庭庁ホームページにて公表しているため、こちらについてもご活用いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市、中核市を除く）に対して周知等の働きかけをお願いする。

※こども家庭庁所管の児童福祉施設等も含む。

《参照資料》

- ・インフラ長寿命化基本計画（内閣官房HP内）
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html
- ・こども家庭庁インフラ長寿命化計画（行動計画）（こども家庭庁HP内）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7e61aa5c-b18a-4711-85c4-c28d6822c7eb/86158dd4/20231124_about_06.pdf
- ・児童福祉施設等における個別施設調査（令和3年4月1日時点）（こども家庭庁HP内）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7e61aa5c-b18a-4711-85c4-c28d6822c7eb/1cc23f79/202311127_about_10.pdf

- ・インフラ長寿命化のための児童福祉施設等における更新費用等の算定に関する調査研究事業報告書（こども家庭庁HP内）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7e61aa5c-b18a-4711-85c4-c28d6822c7eb/50a4d359/202311127_about_07.pdf

⑭ インフラ老朽化対策に関連した法定点検及び修繕の促進について

経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会においては、「新経済・財政再生計画改革工程表」を策定し、予防保全型の老朽化対策への転換を図る観点から、公立施設の建築基準法第12条第1項及び同法第12条第2項に基づく定期点検（以下「法定点検」という。）実施状況及びそれに対する修繕状況をフォローアップするためのKPIが設定されているところである。

公立の児童福祉施設等の実施状況については、全国的な取組状況を見ると、令和6年3月31日現在の法定点検実施率は72.6%、それに対する修繕の実施率が49.2%となっており、引き続き法定点検及び修繕の促進が必要な状況である。

こども家庭庁では、当庁が管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を示す計画として、こども家庭庁インフラ長寿命化計画（行動計画）を策定しており、その中で、施設の維持管理・更新等に当たって、定期的な点検・診断や予防的な修繕を行う必要がある旨記載しているところである。

各都道府県におかれては、管内市区町村に対して現状の取組状況及び上記行動計画を周知いただき、施設の法定点検及び修繕の促進に努められたい。

⑮ 地方公共団体保有の福祉施設における太陽光パネル導入の推進について（参考資料5参照）

地方公共団体においては、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、各地方公共団体は実行計画（事務事業編）を策定する必要がある。策定に際しては、国が策定した地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ策定する必要があるが、具体的な取り組みとして地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を含む、国が政府実行計画に基づき実施する取り組みに準じて、率先的な取り組みを実施する必要があることに留意されたい。

なお、政府実行計画においては、設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することが盛り込ま

れており、地方公共団体においても、政府実行計画や政府実行計画実施要領の趣旨に準じて、太陽光発電の最大限の導入に関する率直的な取り組みや、蓄電池の積極的な導入が行われることが期待されていることから、資料にある財政上の支援策（参考資料5・7頁以降）の活用をご検討いただくなど、積極的にご協力をお願いしたい。

2. 児童福祉施設等の安全の確保について

① 安全性に問題のあるブロック塀の改修について（参考資料6参照）

平成30年6月に発生した大阪北部地震において、公共施設のブロック塀が倒壊し、女児が下敷きになって死亡するという痛ましい事故が発生したことを踏まえ、児童福祉施設等に所在するブロック塀については、安全性に問題がある場合は改修を行うよう自治体に通知等してきたところ。

また、安全性に問題があり改修などの対処が行われていないブロック塀が所在する施設が585箇所（令和2年10月1日時点）あり、昨年1月は能登半島地震、本年8月は日向灘地震が発生するなど、大規模な地震が頻発していることから、可能な限り早期に全てのブロック塀の改修等を完了する必要がある。

前述のとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の安全性に問題のあるブロック塀の改修を推進しており、必要な予算も確保していることから、各都道府県等におかれては、安全性に問題のあるブロック塀の所在する児童福祉施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金の活用を促すなど取組の推進をお願いする。《参照通知等》

- ・「児童福祉施設等における耐震化整備及びブロック塀等の改修について」（令和3年12月14日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局保護課、社会・援護局地域福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課 連名事務連絡）

② 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定め

る施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。

また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

※児童福祉施設等のうち報告対象となっている施設

助産施設、乳児院及び障害児入所施設のうち、以下のいずれかに該当するものを建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

(ア) 当該用途（100 m²超の部分）が3階以上の階にある場合

(イ) 2階にある当該用途の床面積が300 m²以上の場合

(ウ) 当該用途（100 m²超の部分）が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乗せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

③ 社会福祉施設の防火対策について

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあつては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

④ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第

0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」(平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起をしているところであるが、通知発出後もアスベストが使用されている児童福祉施設等において不適切な工事が行われた事例が見受けられた。このため、令和元年8月に児童福祉施設等の整備におけるアスベスト対策の徹底について事務連絡を発出し、児童福祉施設等の改築や大規模修繕等の工事を行う際には、上記通知の内容に加え、

- ・ 工事着工前の石綿障害予防規則等の法令に基づく措置状況の確認
- ・ 児童が施設を利用していない時間帯での工事の徹底

などの必要なアスベスト対策について改めて万全を期すよう依頼したところであるため、児童福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方願います。

また、吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、児童福祉施設や障害児施設等については次世代育成支援対策施設整備交付金、民間保育所等については就学前教育・保育施設整備交付金、放課後児童クラブ等については子ども・子育て支援施設整備交付金の交付対象となっていることから、これらの補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

令和6年4月1日に施行された石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、建物の改修・解体時のアスベスト調査については、国が定める有資格者による実施が義務付けられたため留意願うとともに、管内の市町村及び施設に対して積極的な周知をお願いしたい。

《参照資料》

- ・ 事前調査の有資格者による実施(厚生労働省石綿総合情報ポータルサイト)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/poster-r5.pdf>

また、アスベスト対策の今後の参考とするため、児童関係施設等におけるアスベストの除去や調査実施状況等について、地方公共団体に対して、順次ヒアリングを行っているところであるのでご協力願いたい。

⑤ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829002 号、障障発第 0829001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、こどもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成 26 年 6 月 30 日に改訂第 2 版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

⑥ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測されるところ。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成 28 年熊本地震においても、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが 185 箇所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- ・ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

(依頼) (平成 30 年 2 月 7 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室)

⑦ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、令和 7 年度予算案においても、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金や就学前教育・保育施設整備交付金等において、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としているところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」(平成 28 年 9 月 15 日雇児総発 0915 第 1 号・社援基発 0915 第 1 号・障障発 0915 第 1 号・老高発 0915 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連名通知)
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)
- ・「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成 28 年 3 月 31 日府子本第 191 号、27 文科初第 1788 号、雇児総発 0331 第 6 号、雇児職発 0331 第 1 号、雇児福発 0331 第 2 号、雇児保発 0331 第 2 号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、職業家庭両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知)
- ・「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事

故の防止について」（令和3年6月17日府子本第738号、3初幼教第8号、子少発0617第1号、子保発0617第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、スポーツ庁政策課学校体育室長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）

- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

3. 児童福祉施設等の防災・減災対策について

① 児童福祉施設等の耐震化等の推進について（参考資料6参照）

ア 児童福祉施設等の耐震化の状況については、令和4年8月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果によれば、令和2年3月時点の耐震化率92.6%（6.6万棟／7.0万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。特に、自力避難が困難な乳幼児等の利用する施設など、こどもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

前述のとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことが掲げられるなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題となっている。

各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、就学前・教育保育施設整備交付金の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、計画的な取組の推進をお願いする。

また、耐震診断費用については、耐震診断費用については、「就学前教育・保育施設整備交付金」（本事業の対象施設に限る）により、原則、国が費用の1/2を助成することとしたほか、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金において実施）や、「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」（対象施設が避難場所となる建築物の場合）により、国が費用の1/3を助成すること

としているので、これら国の助成制度を積極的に活用し、計画的に耐震化整備を推進していただくとともに、管内市町村や社会福祉法人等に対する積極的な働きかけをお願いする。

この他、津波による被害が想定される施設の高台への移転整備についても、引き続き推進していただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・「児童福祉施設等における耐震化整備及びブロック塀等の改修について」（令和3年12月14日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局保護課、社会・援護局地域福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課 連名事務連絡）

イ 平成25年より施行されている「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」や「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助率の引き上げ（補助率1/2相当→2/3相当）や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95%に引き上げ、二重ローン対策）を実施しているところである。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、引き続き必要な周知・助言等をお願いする。

ウ 民間社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど、入所者の防災対策上、万全を期し難い民間社会福祉施設について、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取扱いについては、その事業の重要性に鑑み、令和6年度においても継続することとしているので、各都道府県等におかれてはこれらの施設について速やかな対応をお願いする。

② 児童福祉施設等の防災対策について

児童福祉施設等における地震防災対策については、「社会福祉施設

における地震防災応急計画の作成について」（昭和 55 年 1 月 6 日社施第 5 号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。各都道府県等におかれては、引き続き、児童福祉施設等における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、近年、特に梅雨前線や台風に伴う浸水害や土砂災害等の災害は毎年のように発生しており、令和 2 年 7 月豪雨では高齢者施設において 14 名の死者が出る浸水被害が発生している。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日雇児総発 0909 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し、周知をお願いするとともに、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」（令和 2 年 7 月 27 日子保発 0727 第 1 号、子子発 0727 第 1 号、子家発 0727 第 1 号、子母発 0727 第 1 号厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知）により、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いする。

また、厚生労働省と国土交通省が共同で設置した「令和 2 年 7 月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」において、令和 3 年 3 月に高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策がとりまとめられたことを踏まえ、「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取り組み等について」（令和 3 年 6 月 25 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長他連名通知）を発出し、

- ・令和 2 年 7 月豪雨災害を受けて、要配慮者利用施設における災害時の避難の実効性を確保することを目的として、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）の一部改正を行い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成した避難確保計画について、市町村長が必要な助言又は報告ができるようになったこと
- ・これと同時に、災害対策基本法についても一部改正し、市町村長に対して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を努力義務化したこと

の上記2点について周知すると共に、計画作成のための留意点やチェックリスト等を送付しているため、各自治体におかれては本件につき、適切に御対応いただくようお願いいたします。

さらに、児童福祉施設等においては、災害時にあっても最低限のサービス提供が行えるよう、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成することが重要である。福祉施設におけるBCPの作成が進んでいないことから、各施設において作成の推進を図っていただくため、「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月15日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）を発出し、事業継続計画様式及び事業継続計画様式解説集をお示ししているため、管内の市町村及び児童福祉施設等に対して周知されるとともに、作成の推進をお願いいたします。

③ 児童福祉施設等の水害対策について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）では、児童福祉施設等の耐災害性強化のため、水害対策強化についても対象としており、例えば垂直避難を行うために施設の改修を行う場合も次世代育成支援対策施設整備交付金等の施設整備補助の対象となるため、下記整備例も参考に積極的な活用をお願いいたします。

（水害対策の整備例）

- ・ ベッドでの避難が必要となる入所児童の垂直避難のための大型昇降機やスロープの設置工事
- ・ 利用者や職員が避難できるようなスペース確保のための改修工事
- ・ 非常用自家発電設備装置等の電気設備を水害から守るために、当該設備を屋上等に移設するための工事
- ・ 施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事

など

④ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・

厚生労働省・国土交通省連名通知)により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

更に、前述のとおり令和 3 年 5 月の同法の改正では、避難確保計画について市町村長が施設管理者等に対し、必要な助言又は勧告ができる制度が創設されたほか、避難訓練を実施した場合には施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化された。各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成 29 年 5 月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省(※)においては、「土砂災害のおそれのある箇所立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成 29 年 11 月 24 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているほか、前述のとおり、都道府県・市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いしているところである。

また、各都道府県等におかれては、管内市町村への周知及び未だ計画が策定されていない施設に対して、速やかな計画策定を促す等適切な対応をお願いする。

※こども家庭庁所管の児童福祉施設等も含む。

《参照資料》

- ・要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（国土交通省HP内）

<http://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf>

- ・水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（国土交通省HP内）

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_manual201706.pdf

⑤ 児童福祉施設等の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

児童福祉施設等の中でも特に児童養護施設等の入所施設については、多くのこどもが生活していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要であり、非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進することとしている。

これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置すること、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保すること等、安全面にご留意いただきたい。また、事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること等も併せてご留意いただきたい。

各都道府県等におかれては、児童福祉施設等に対し、災害による停電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については、就学前教育・保育施設整備交付金）の活用について周知をお願いします。

あわせて、非常用自家発電設備については、防災基本計画（令和2年5月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされたので、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるようにするため、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いします。

⑥ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十

分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いします。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入等を積極的に行っていただくようお願いします。

⑦ 災害発生時における被災状況の把握について（参考資料7参照）

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、被災施設等への支援の迅速化、自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化を図るため、災害発生時の被災状況等を各施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できるシステム（災害時情報共有システム）を令和3年度から活用し把握に努めている。

令和7年1月下旬の時点で92.5%の自治体において施設情報を登録いただいているが、システムを用いた被災状況の正確な把握にあたっては、平時において、当該システムに正確な施設情報を登録しておく必要があることから、未登録施設がある自治体においては、速やかに施設情報の登録をお願いします。

また、災害時に備え、平時からの体制構築、関係機関との連携について、引き続き強化していただくとともに、災害時に迅速かつ適切に被災状況の報告が行われるよう、各自治体においては、当該システムの訓練機能を積極的に活用し、操作方法の習熟に努めるようお願いする。

特に、大規模災害時には、地方公共団体においても災害対応に追われてしまい、被災施設の状況把握に手が回らなくなることが想定されるため、本システムを活用し、各施設等が直接入力した情報により国及び地方公共団体が一元的に状況把握出来るよう、管内市町村や各施設等への周知や事前の訓練など、平時からの体制整備に努めていただきたい。

本システムの訓練については、令和3年度より厚生労働省社会・援護局と合同で実施してきたところだが、すべての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加し、被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう「災害時情報共有システムの5カ年訓練計画について」（令和5年3月30日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）において、全自治体を対象とした令和5年度から令和9年度にかけての5か年訓練計画を都道府県別にお示しした。一方、この間発生した災害における災害時情報共有システムの活用状況を

踏まえると、引き続き入力 of 徹底をお願いする必要がある。また、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループにおいては、災害時情報共有システムの平時における入力促進や有事に入力率向上を図っていくこととされている。

このため、全ての社会福祉施設等において早期に災害時情報共有システムを利用可能となるよう、訓練を一部前倒して、令和7年度までの3か年で訓練を完了するよう進めることとしているので、引き続きご協力をお願いしたい。来年度の訓練スケジュールは、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より、年度内に別途お知らせする予定であるが、5月頃と11月頃の2回に分けて実施予定であるため、あらかじめご承知おきいただきたい。

なお、各自治体が自主的に訓練を行いたい場合は、災害情報の設定など、国で必要な対応を行うので、適宜こども家庭庁又は厚生労働省までご相談いただきたい。

また、本システムの概要や操作方法について、下記ウェブサイトにおいてマニュアル及び動画により分かりやすく解説をしているところであるので、事前にご参照いただき、災害時に迅速な情報把握が出来るようお願いしたい。

《参照資料》

- ・＜マニュアル及び動画＞児童福祉施設等災害時情報共有システム関係連絡版（福祉医療機構 HP 内）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomo/>

- ・＜マニュアル及び動画＞障害者支援施設等災害時情報共有システム関係連絡版（福祉医療機構 HP 内）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

⑧ 被災施設の早期復旧等

児童福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」（令和5年6月20日付こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状復旧に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した児童福祉施設等の災害復旧事業については、「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金」により国庫補助しているところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されてい

る場合もあることから、平成 18 年度から一般財源化された公立保育所等についても、「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑨ 災害により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について

(参考資料 8 参照)

災害により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、主に令和 6 年災については令和 6 年度補正予算により、それぞれ児童福祉施設等災害復旧費補助金及び児童福祉施設等設備災害復旧費補助金を予算計上しているため、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するために活用をお願いする。

4. 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査は、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努められたい。

なお、保育所等については、保育所等が遵守・留意すべき内容や、死亡事故等の重大事故防止に関する助言・指導を行う巡回支援指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について優先的に実地監査等を実施するなど、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地監査等の実施につながっていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成 29 年 9 月 26 日府子本第 762 号、29 文科発第 868 号、子発 0926 第 1 号、社援発 0926 第 1 号、老発 0926 第 1 号）を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

5. 会計検査院の实地検査における指摘事項について

令和5年度決算検査報告において、以下の通り、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助に係る過大交付の指摘を受けたところである。市町村においては、交付要綱や通知等に対する理解促進に努めていただくとともに、都道府県においても、適正な補助金執行事務の実施について、管内市町村に対して改めて周知願いたい。

また、各自治体における会計監査等において、過大交付等の不適切な補助金執行が発覚した場合には、速やかにご連絡いただきたい。

(社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金)

補助金の交付額の算定に当たり、被災したことによる火災保険金の収入は、次のとおり、総事業費から控除することとなっているところ、誤って、総事業費から控除していなかったため、交付金が過大に交付されていたもの。

「総事業費」－（「保険金等収入」－「査定額」×「自己負担率」）

※「査定額」×「自己負担率」とは交付要綱等により算出される事業者の自己負担相当とする。

令和7年度予算案 67億円 + 令和6年度補正予算 138億円（5か年加速化対策分含む）
（令和6年度当初予算67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設		
①通常整備				
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備				
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備			

<令和6年度補正予算により実施する拡充事項>

- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ①耐震化整備・・・社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ②非常用自家発電設備整備・・・非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ブロック塀等改修整備・・・安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④水害対策強化・・・社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

①耐震化整備

目標箇所：約1,024カ所
 (児童関係施設等※：約595カ所、
 障害児者関係施設：280カ所、
 介護関係施設：65カ所、
 その他関係施設：84カ所) ※保育所等を含む

・昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震化を推進する。

進捗：214カ所/620カ所
 (児童関係施設等※：203カ所/585カ所、
 障害児者関係施設：11カ所/35カ所) ※婦人関係施設除く

②非常用自家発電設備整備

目標箇所：約2,857カ所
 (児童関係施設等※：約5カ所、
 障害児者関係施設：約495カ所、
 介護関係施設：約2,350カ所、
 その他関係施設：約7カ所) ※保育所等を含む

・非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

進捗：20カ所/30カ所
 (児童関係施設等：10カ所/5カ所、
 障害児者関係施設：10カ所/25カ所)

③ブロック塀等改修整備

目標箇所：約1,472カ所
 (児童関係施設等※：約385カ所、
 障害児者関係施設：約255カ所、
 介護関係施設：約820カ所、その他関係施設：約12カ所)
 ※保育所等を含む

・劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

進捗：16カ所/415カ所
 (児童関係施設等：14カ所/385カ所、
 障害児者関係施設：2カ所/30カ所)

④水害対策強化

目標箇所：約1,690カ所
 (児童関係施設等※：約45カ所、
 障害児者関係施設：約470カ所、
 介護関係施設：約1,175カ所)
 ※保育所等を含む

・水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

進捗：4カ所/81カ所
 (児童関係施設等：3カ所/45カ所、
 障害児者関係施設：1カ所/36カ所)

令和7年度予算案 91億円+ 令和6年度補正予算 13億円 (令和6年度当初予算 156億円)
※令和7年度当初予算案91億円 全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和6年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助 (放課後児童クラブ整備促進事業)

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

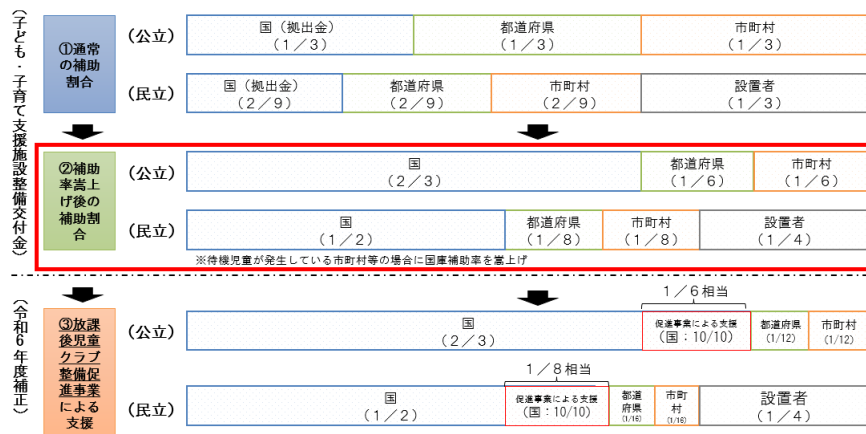
市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

自治体の負担割合を1/2軽減

1 協議スケジュール

【協議スケジュール（予定）】

- **次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金**の国庫補助協議について、令和7年度は以下のスケジュールで行う予定であるため、協議を検討している自治体におかれては準備をお願いしたい。

協議案件登録期限予定		
令和7年1月～2月上旬		
	協議書提出期限予定 (※)	国からの内示予定
事業着手予定月がR7.4又はR7.5の事業等	令和7年2月上旬	令和7年4月上旬
事業着手予定月がR7.6又はR7.7の事業等	令和7年4月上旬	令和7年6月上旬
事業着手予定月がR7.8又はR7.9の事業	令和7年6月上旬	令和7年8月上旬
事業着手予定月がR7.10又はR7.11の事業	令和7年8月上旬	令和7年10月上旬
事業着手予定月がR7.12以降の事業	令和7年10月上旬	令和7年12月上旬

注：具体的な提出期限等については、地方厚生（支）局より連絡する。

※1：協議案件の登録は原則年1回とする。

※2：登録された協議案件のうち、採択事業として仮決定された事業については、着手時期等に応じて5回に分けて協議書を提出する。

※3：当該交付金は予算の範囲内において交付するものであるため、ご留意いただきたい。

※4：詳細な協議スケジュールについては、令和7年1月下旬頃にお知らせする予定。

【交付対象の整備内容】

創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備、耐震化等整備 等

※交付金によって交付対象となる整備内容が異なるため、詳細については各交付要綱等を参照されたい。

- **子ども・子育て支援施設整備交付金**の国庫補助協議については、令和7年度は以下のスケジュールで行う予定である（昨年度と同様のスケジュール）。

協議を検討している自治体におかれては準備をお願いしたい。

	協議書提出期限予定 (※)	国からの内示予定
第1回	令和7年2月上旬	令和7年4月上旬
第2回	令和7年4月上旬	令和7年6月上旬
第3回	令和7年6月上旬	令和7年8月上旬
第4回	令和7年8月上旬	令和7年10月上旬
第5回	令和7年10月上旬	令和7年12月上旬

注：具体的な提出期限等については、地方厚生（支）局より連絡する。

※1：スケジュールについては、左記のとおり、予定している。

※2：当該交付金は予算の範囲内において交付するものであるため、予算の執行状況によっては第2回以降の協議募集は行わない場合があるため、ご留意いただきたい。

※3：詳細な協議スケジュールについては、令和7年1月下旬頃にお知らせする予定。

【交付対象の整備内容】

創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、改築、拡張、応急仮設施設整備等

※詳細については交付要綱等を参照されたい。



公共施設への太陽光発電の導入等について

令和7年2月



政府実行計画の概要 (令和7年2月18日閣議決定)



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。** [現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定]
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電**
 - ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて**導入目標を検討する。**
- 建築物の建築**
 - ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能**を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**

※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/LED**
 - ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達**
 - ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。**
- GX製品**
 - ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達する。**
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

- 公共部門（政府・地方公共団体）での太陽光発電6.0GWの導入（2030年度）達成に向け、環境省が事務局となり全府省庁を構成員とする「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を開催。
（第1回：2023年9月、第2回：2024年3月、第3回：2024年10月）
- 政府全体（防衛省を除く）の導入ポテンシャルから、6.0GWに対応する政府の導入目標を57MW（0.06GW）と設定。導入目標の達成に向けて**各府省庁において太陽光発電整備計画を策定**。
- 地方公共団体の保有施設については、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、**施設種別（行政施設、小中学校施設、医療施設、廃棄物処理施設等）の導入目標を設定**（施設種別全体での導入目標は4.82GW）。また、支援策等について情報提供。
- 上記のほか、以下の追加的な取組を実施する。
 - ① 政府施設に関し、耐震工事を行うことで設置可能となる場合等を追加。
 - ② 独立行政法人・国立大学法人におけるポテンシャル調査、目標設定を促し、公共部門に算入。
- ペロブスカイト太陽電池について、公共施設での導入目標の先行検討や率先導入に向け、2024年度調査において、政府施設でのポテンシャルの調査を実施中。

政府施設の太陽光発電の設置状況・導入目標

- 設置件数ベースの目標に加え、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（R6.3）において、府省庁ごとに設備容量ベースの目標を設定。
- 施設を保有し、設置件数ベース、設備容量（kW）ベースの目標を達成していない府省庁において、太陽光発電の導入目標や当面の導入計画を定めた太陽光発電整備計画を作成し、環境省HPで公表。当初の太陽光発電整備計画において導入計画が示された設備容量の合計は約200kW。

府省庁名	設置件数ベース			設備容量ベース			【参考】太陽光発電の導入ポテンシャル （2021年度までの実績+2022年度実績+ 新規導入ポテンシャル+2023年度設置の C判定）	
	設置件数 [Ⓐ]	導入目標 [Ⓔ]	導入割合 = Ⓐ ÷ Ⓔ	設備容量 [Ⓒ]	導入目標 [Ⓕ]	導入割合 = Ⓒ ÷ Ⓕ	設置件数	設備容量
	（2021年度までの実績 + 2022年度新規設置 + 2023年度新規設置・設 置見込み）	（導入ポテンシャル× 50%）	（導入目標に対する設 置件数の割合）	（2022年度新規導入 + 2023年度新規導入・導 入見込み）	（導入ポテンシャル× 50% - 設置状況（2021 年度までの実績）） （ ）は導入ポテンシャルの 50%を超えて導入済みの 設備容量	（導入目標に対する 2022年度以降に導入さ れた設備容量の割合）		
（件）	（件）	（%）	（kW）	（kW）	（%）	（件）	（kW）	
内閣官庁	3	3	100%	0	(209)	(※1)	5	476
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	-	-
人事院	0	1	0%	0	126	0.0%	2	252
内閣府	11	10	110%	10	48.0	20.8%	19	566
宮内庁	13	16	81%	21	501	4.2%	31	1,322
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	18	24	75%	30	1,231	2.4%	48	3,056
個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
カンパニーマネジメント委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	-	-	-	-
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	4	6(※5)	(※5)	0	118(※5)	(※5)	6	118
法務省(※3)	187	285	66%	361	9,257	3.9%	569	26,389
外務省	6	4	150%	0	60	0.0%	7	440
財務省	246	665	37%	257	15,027	1.7%	1,329	36,473
文部科学省	1	1	100%	0	(41)	(※1)	1	82
厚生労働省	129	552	23%	72	17,163	0.4%	1,104	38,182
農林水産省	11	124	9%	0	4,072	0.0%	247	8,366
経済産業省	4	3	133%	0	(30)	(※1)	6	470
国土交通省(※4)	180	440	41%	60	8,800	0.7%	880	22,200
環境省	114	130	88%	56	1,376	4.1%	260	4,782
防衛省	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)
会計検査院	2	1	200%	0	(25)	(※1)	2	50
政府全体	929(※2)	2,265(※2)	41.0%(※2)	867(※2)	57,473(※2)	1.5%(※2)	4,516(※2)	143,222(※2)
内閣官庁・内閣府	14	13	107.7%	10	-	-	24	1,042

- ・ 建築物・敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。
- ・ 内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。
- ・ 設置件数ベースの導入割合については、導入目標に対する設置件数の割合。
- （※1）：2021年度実績で全体ポテンシャルの50%を超えて導入済みの場合、目標が設定されないため、導入割合も計算されない。
- （※2）：防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。
- （※3）：法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。また、同省の「太陽光発電の設置状況（2023年度新規導入実績・導入見込み）」は精査中。
- （※4）：国土交通省においては、対象となる建築物、敷地がFU調査ベースで、約5,000件あり、2030年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている
- （※5）：総務省では件数、設備容量での導入ポテンシャルの50%への導入は達成済みであり、導入ポテンシャル全体である件数6件、設備容量118kWを目標とした。導入割合は目標の考え方が異なるため対象外。

地方公共団体保有施設における太陽光発電の施設種別の導入目標

■ 2024年3月開催の「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（第2回）で決定。

【設置可能性について】 太陽光発電設備の設置にあたって、主要な建築物ごとに各判定項目（立地場所の環境や空きスペースの面積、耐震性等）により、3段階の簡易判定基準で評価。 なお、ここでいう「設置可能性はあるが懸念事項がある」とは、法的要因（条例等により再エネ設備の設置が制限されている等）や、物理的要因（設置場所が年間通じて日影になる等）のみであり、それ以外の要因（予算不足や投資対効果等）は考慮していないため、実際の導入ポテンシャルはこれより下回る可能性があることに留意。	導入実績（既設） ※建築物・敷地の合計		導入ポテンシャル＜推計値含む＞ 簡易判定基準における「設置可能性が高い」と「設置可能性はあるが懸念事項がある」の合計				6.0GW達成に向けた目標値
	令和3年度までに設置済み	令和4年度以降に設置済・予定	建築物		敷地		導入目標（※1） （暫定目標）
	設備容量 (kW)	設備容量 (kW)	設備容量 (kW)	＜推計値＞* 回答団体の人口 カバー率で割戻し (kW)	設備容量 (kW)	＜推計値＞* 回答団体の回答率で 割戻し (kW)	全体ポテンシャルの 50%-R3年度までの 既設により算出 (kW)
市民文化系施設	14,676	2,883	149,973	328,764	24,518	66,107	192,000
社会教育系施設	23,361	4,576	226,979	473,212	40,808	116,497	285,000
社会体育施設	14,323	2,251	268,191	588,198	38,562	78,786	327,000
幼稚園施設	1,465	1,544	34,694	92,171	1,451	2,100	47,000
小中学校施設	139,553	21,268	1,272,697	2,478,619	122,279	301,329	1,331,000
特別支援学校施設	6,363	654	74,434	114,495	1,662	2,643	56,000
高等学校施設	21,345	1,183	405,883	605,059	7,045	13,947	299,000
児童福祉施設	9,079	1,603	149,664	323,117	8,063	29,083	172,000
社会福祉施設	10,221	1,794	113,301	257,311	17,229	28,680	139,000
医療施設	3,902	221	44,689	110,700	6,443	44,567	76,000
行政施設	37,915	9,555	149,300	311,415	35,531	93,774	188,000
消防施設	6,393	786	54,615	102,751	19,843	23,880	61,000
警察施設	3,401	324	33,872	50,237	3,473	4,691	26,000
公営住宅	11,799	403	303,299	700,997	74,156	189,776	440,000
廃棄物処理施設	42,388	4,426	102,672	184,123	31,570	64,902	106,000
水道施設	21,979	7,042	84,469	170,218	42,389	58,246	107,000
下水道施設	35,350	977	-	-	-	-	(※2) 160,000
その他施設（※3）	320,247	67,584	1,043,925	1,473,067	266,431	402,678	812,000
地方公共団体施設の 施設種別合計（※4）	723,761	129,075	4,512,655	8,364,455	741,451	1,521,685	4,824,000

※1 地方公共団体施設における「導入目標」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査により把握した太陽光発電設備の導入ポテンシャルをベースに算出したもの（下水道施設を除く）。

本導入目標を参考に、地方公共団体自身が政府実行計画に準じた目標（自団体の設置可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置する等）を設定し、自ら取り組むことを想定しているが、関係省庁で連携しながら支援や助言、情報提供等を実施する。

※2 下水道施設における「導入目標」は、第17回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 会議資料1-1「水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標」で公表されている数値を基に算出したもの。

※3「その他施設」には、総計値だけ回答した団体の数値を含む（総計値と施設分類別合計値の乖離分を算出し、その値を「その他施設」へ計上）。

※4 施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足上げた場合の数値と一致しない場合がある。

公共部門での太陽光発電設備の導入加速化に向けた課題と対応

- 資金面に加えて、人材面や技術面等の課題が存在し、設備導入に着手できない施設が多数存在。
- 今後、新技術の活用や民間参画等により、一層の導入加速化を図る。

主な課題

政府・地方公共団体共通の課題

- 予算の確保（老朽化した既設太陽光の撤去費用等含む。）
- 既存施設の耐荷重、屋根の形状等による制約
- 施設規模が小さい、土日閉庁施設等で需要がない期間がある等、施設毎のPPA事業による採算確保が困難
- 系統接続による制約（採算性確保のために系統も活用した余剰電力活用が必要だが、系統接続の見通しや手続きの煩雑さ等が課題）

※政府機関、地方公共団体・事業者等へのヒアリング等から記載

地方公共団体（とりわけ小規模地方公共団体）に多くみられる課題

- 設備導入業務に知見がある職員の不足
- 地方公共団体の他部局（財政部局、施設管理部局等）における脱炭素施策や導入メリットへの理解の不足
- 既存施設に関する構造図面等の情報の不足

※地方公共団体・事業者等へのヒアリング等から記載

対策の方向性

- 予算の確実な確保（政府施設向け、地方公共団体施設向けの両面）
- 次世代型太陽電池（ペロブスカイト等）の導入を推進
- 施設種別毎に、関係省庁より地方公共団体に対して、技術的助言、優良事例展開等を強化
- 優良事例を踏まえた屋根置き等PPAの加速策を検討
- 系統接続に係るプロセスや予見可能性の更なる向上
- 脱炭素化推進事業債の周知・更なる活用
- 関係省庁連絡会議の枠組みを活用した着実なフォローアップの実施（省庁間連携の強化と地方公共団体内の部局間連携の呼びかけ）

公共施設への太陽光発電導入の優良事例

- 公共施設への太陽光発電導入の優良事例を踏まえ、事例の横展開を実施するとともに、複数施設を一括で発注することでスケールメリットを創出する屋根置きPPA等の加速策を検討中。

福岡県北九州市

設備導入予定量：29,591kW

■脱炭素先行地域の取組のなかで、北九州都市圏域18市町の公共施設群等においてPPAによる自家消費型太陽光発電の導入を通じ、同施設群の脱炭素化を図るとともに、低コスト型PPAモデルを構築する計画であったところ、**PPA事業者の公募において、規模の小さい施設は事業採算性が悪いため単独での公募が困難**である等の課題があった。

■**事業採算性が悪い施設と良い施設をグルーピングして発注**する方法や、地域新電力である「株式会社北九州パワー」が安価な廃棄物発電の電気を供給していることから、**廃棄物発電由来の再エネメニューとPPAを総括原価方式により料金総額が安価となるように設定した併用サービスとして提供する等により導入の加速化**を図ることを確認できた。



<北九州都市圏エコリサイクル企業群対象エリア>

画像：北九州市 脱炭素先行地域提案書

千葉県千葉市

設備導入量：8,670kW

■市がリスト化した182の候補施設全てに対する構造調査等の調査から、設備導入・運転・維持管理、市有施設への電力供給まで行う事業者を公募することで個別発注と比べて**事業効率化、コストダウン**を実現。

■構造調査等の結果、**避難所に指定されている学校・公民館140施設にオンサイトPPAにより太陽光発電設備を導入**。導入にあたっては、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業を活用。

■設置場所の学校や公民館の構造を調べ標準モデル化することで、建物ごとにカスタムするコストの削減を実現するとともに、避難所で共通するニーズを満たす。また、**仕様の共通化により設備調達も一括でできるようになり、その結果、設備費は個別に調達する場合に比べて大幅に削減**。



画像：PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き付属資料

公共施設への太陽光発電の導入促進策

- 環境省では、**予算事業等を活用し、地方公共団体保有施設への太陽光発電設備の導入等を引き続き支援**していく（各支援メニューの概要は別添資料を参照）

＜ハード面の支援＞

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 等

※加えて、総務省における地方財政措置（**脱炭素化推進事業債等**）も積極的に活用されたい。

＜ソフト面の支援＞

- 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援）
- PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き（ガイドライン）を整備

＜その他の支援＞

- 行政分野の施設を所管する関係省庁の連名クレジットで、地方公共団体各部局に対して太陽光発電導入の取組を推進するよう通知を发出（環境部局だけでなく、各施設を所管する部局が連携して取り組んでいただきたい趣旨）

PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き ～公共施設への再エネ導入 第一歩を踏み出す自治体の皆様へ



- 地球温暖化対策計画等において、自治体の公共施設は、2030年50%、2040年100%の太陽光発電施設導入が求められている。環境省は、自治体職員向けに、初期費用及びメンテナンスが不要であり、設備設計も民間提案とすることが可能であるため、少ない労力で短期間に多くの設備導入が可能な「第三者所有モデル」による導入についての手引きや事例集、公募要領のひな型等を令和5年3月に公表（令和6年3月改定）。
- 第三者所有モデルの基礎情報や検討方法から契約にいたるまでの具体的なフロー等を事例を交えて解説。



公共施設への再エネ導入 第一歩を踏み出す自治体の皆様へ

PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き

令和5年3月公表
令和6年3月改訂



PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き 概要版

第三者所有による太陽光発電設備の導入フロー

第三者所有は、概ね以下のフローを進めることになります。 ※期間は10～30施設程度を想定したものの



※余剰売電を行うための系統連系は、手続きに時間を要するため、注意が必要です。また、補助金を

PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き 概要版

第三者所有モデルとは

太陽光発電設備の導入は「自己所有」と「第三者所有」の2つのパターンがあります。
第三者所有では、設備導入費用の確保や、メンテナンス対応が難しい自治体も太陽光発電設備導入が可能です。

第三者所有モデル

自治体が所有する公共施設の屋根や公有地などに、事業者が発電設備を設置・所有・管理する方法



初期費用不要

メンテナンス不要

短期間に多くの設備導入が可能

※初期費用及びメンテナンス費用等は電気代やリース代として支払います。

※契約が長期間となり、施設の防水工事や屋根改修時等に設備を自由に動かすことができないことなどに留意が必要です。



← 全国の自治体による導入検討事例等を紹介している動画も公開中！

参考規定、マニュアル等

地方公共団体実行計画の概要



- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、**地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）を策定**することとされている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）

公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、**自らの事務及び事業**に関する温室効果ガス削減計画
(すべての地方公共団体に義務付け)

地方公共団体実行計画（区域施策編）

- ① 事業者・住民等の取組も含めた**区域全体の削減計画**。以下4項目の施策と、**施策の目標**を定める。
(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。)
 - ・ 再生可能エネルギー導入の促進
 - ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
 - ・ 循環型社会の形成
- ② **すべての市町村**は、①に加えて、**地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）の実施に関する要件**
(対象となる区域（**促進区域**）、事業に求める**地域貢献の取組**等）を定めるよう努める。
また、要件を満たす**事業計画について認定**を行う。
- ③ **都道府県**は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を定めることができる。

※令和6年度改正温対法により、令和7年4月から「地域の再エネ事業の実施に関する要件を市町村と共同策定」、「複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定等」が可能となる。

第3節 公的機関における取組

○地方公共団体の率先的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

①② （略）

③具体的な取組項目及びその目標

- 地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする。
- また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。
- 具体的な取組として、特に、**地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入**、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、**国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。**

④ （略）

4-3. 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標の検討

4-3-1. 総論

（1）事務事業編で設定する目標について

（略）

地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされていることを踏まえて、2030年度の削減目標について、原則として**政府実行計画の目標（2013年度比50%削減）**を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましいです。

4-4. 目標達成に向けた具体的な措置等の検討

4-4-3. 建築物

（2）重要となる基本的措置と措置の目標の例

⑦ 太陽光発電の最大限の導入

「政府実行計画」において、太陽光発電の最大限の導入や蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用が盛り込まれています。

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標の達成を目指し、政府の保有する建築物及び土地における、太陽光発電の最大限の導入を図ることとされています。また、太陽光発電の更なる有効利用や災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池についても積極的に導入することとされています。

地方公共団体等においても、政府実行計画や政府実行計画実施要領の趣旨に準じて、太陽光発電の最大限の導入に関する率先的な取組や蓄電池の積極的な導入が行われることが期待されています。

(参考) 政府実行計画の改定 (令和7年2月18日閣議決定)



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。(地球温暖化対策推進法第20条)
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減 (それぞれ2013年度比) の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。** [現行計画の2030年度50%削減 (2013年度比) の直線的な経路として設定]
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
 - ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物 (敷地含む) の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況 (生産体制・施工方法の確立等) を踏まえて導入目標を検討する。
- 建築物の建築
 - ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能**を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体 (廃棄段階も含む) に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**

※ ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/
LED
 - ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
 - ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力**とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。
- GX製品
 - ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達**する。
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP (カーボンフットプリント) がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

※ Scope 3 排出量：直接排出量 (Scope1)、エネルギー起源間接排出量 (Scope2) 以外のサプライチェーンにおける排出量

地方公共団体実行計画（事務事業編）における政府実行計画に準じた目標設定

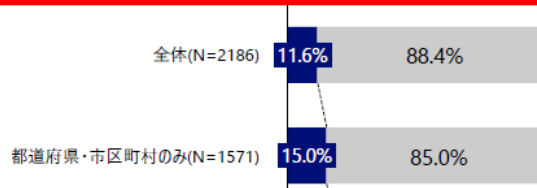
- 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、**地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画**※（令和3年10月22日閣議決定）**に準じて行う**ことが求められている。 ※ 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画
- 政府実行計画においては、温室効果ガス削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、再生可能エネルギーの最大限の活用をはじめとした下記の取組が記載されているが、事務事業編において、**政府実行計画に準じた目標を設定**している地方公共団体は、概ね**1割以下**にとどまっている状況。
- **事務事業編において政府実行計画に準じた目標設定**を行うとともに、**計画的に取組を推進**いただきたい。

※公共インフラや構造物、エネルギー供給インフラ等は**一度導入すると排出構造が長期に及ぶ**ことから今から進めることが重要

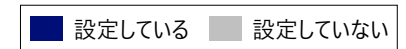
政府実行計画に盛り込まれた主な取組内容毎の、地方公共団体における目標設定状況（令和5年10月時点）

太陽光発電

設置可能な建築物（敷地含む）の**約50%以上**に**太陽光発電設備を設置**することを目指す。



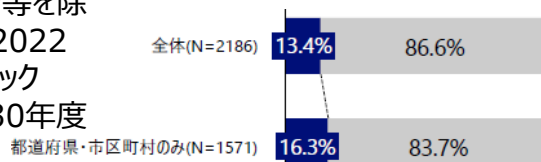
「令和5年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」より



※「全体」には地方公共団体の組合を含む

公用車

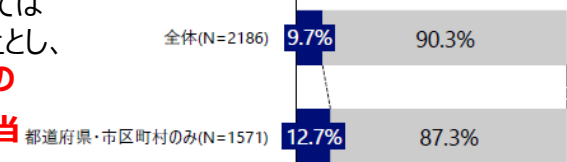
代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

新築建築物

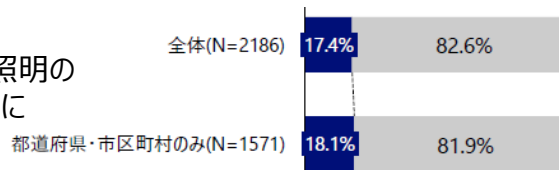
今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。



※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

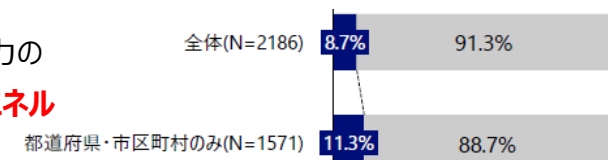
LED照明

既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。



再エネ電力調達

2030年までに調達する電力の**60%以上**を再生可能エネルギー電力とする。



社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策

【参考】防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策のフォローアップについて
(令和4年1月19日)

参考資料6

概要:平成30年大阪北部地震を踏まえ、ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題がある施設について、ブロック塀等の改修整備の緊急対策を実施する。

府省庁名:厚生労働省

ブロック塀等改修整備

◆対策期間における進捗:

- ・当初想定していた実施箇所数
児童関係施設:3,526箇所 障害児者関係施設:1,564箇所
介護関係施設:1,857箇所 その他関係施設:78箇所
- ・対策未了箇所数
児童関係施設:3,397箇所 障害児者関係施設:1,480箇所
介護関係施設:1,346箇所 その他関係施設:20箇所

◆令和3年度における進捗等:

- ・直近の調査により確認した令和2年度末までの実施箇所数
児童関係施設:2,941箇所 障害児者関係施設:995箇所
介護関係施設:1,128箇所 その他関係施設:67箇所
- ・対応が必要な箇所数(確認後)
児童関係施設:585箇所 障害児者関係施設:569箇所
介護関係施設:729箇所 その他関係施設:11箇所

◆対策を進める上での課題:

- ・ブロック塀改修における事業者の問題意識が希薄であること。

◆今後の取組:

- ・社会福祉施設等におけるブロック塀等の改修に関する事務連絡を発出する事で、自治体を通じ、ブロック塀の安全対策に問題のある事業者に対し注意喚起を行うとともに、ブロック塀改修を行うための補助事業の活用について積極的に呼びかけを行う。

◆実施主体:

- ・都道府県、市区町村(指定都市、中核市を含む)

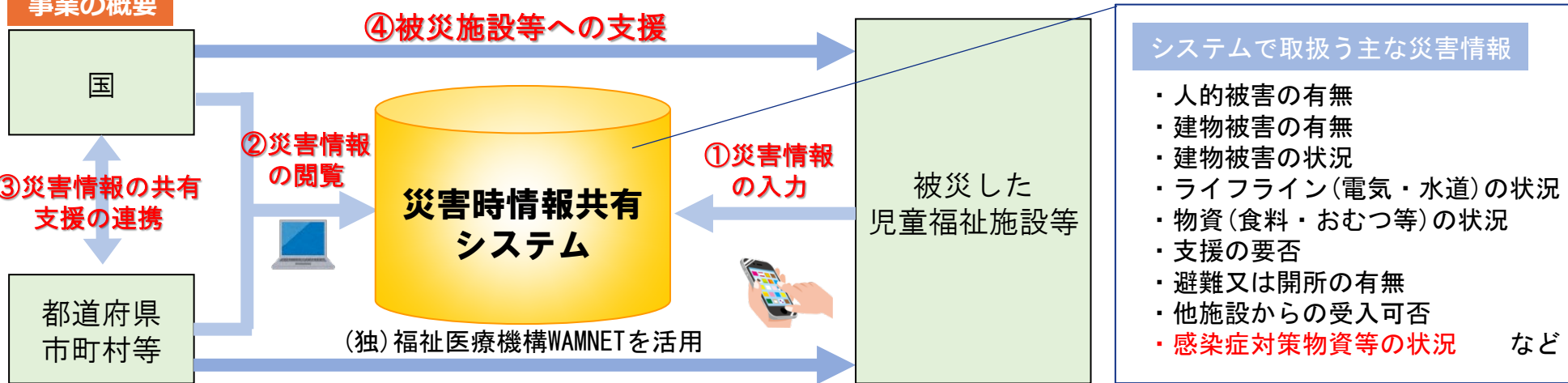


令和7年度当初予算案 1.0億円+令和6年度補正予算 0.2億円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

- 災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として、「災害時情報共有システム」の運用・保守に係る経費を計上
- 児童福祉施設等における感染症対策物資等の備蓄状況やその補充のために必要な状況の把握を行うためのシステム改修経費を計上 (令和6年度補正予算)

事業の概要



【参考】新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (令和6年7月2日閣議決定) (抄)

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

第12章 物資

1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

⑥ 国及び都道府県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。(厚生労働省、こども家庭庁)

令和6年度補正予算 児童福祉施設等災害復旧費補助金 : 36億円
 児童福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 2.6億円

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 障害児施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設及び障害児施設等の災害復旧事業に要する経費

※ 令和6年度補正予算においては、令和6年梅雨前線豪雨等（激甚災害指定（本激））、令和6年台風5号（激甚災害指定（局激））、台風7号、台風10号等について、自治体への所要額調査等に基づき計上。

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市等

5. 国庫補助率

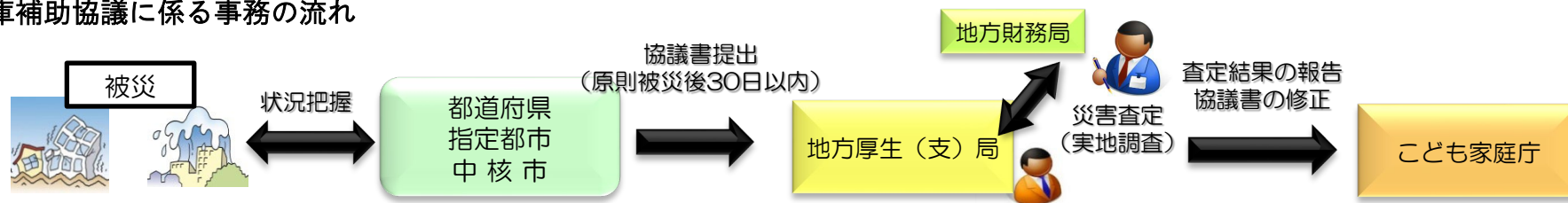
施設整備：通常（※）1/2 または 1/3 等（施設種別により異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$ または $1/3 + \alpha$ となる。

（激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$ または $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ対象とする。）

設備整備：定額（令和6年梅雨前線豪雨等を対象）

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



VI. 東日本大震災により被災した 子どもへの支援について

VI. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

(参考資料 1 参照)

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施しており、「復興・創生期間」は令和 2 年度末で終了となったが、「復興・創生期間」後においても、心のケア等の被災者支援については、事業の進捗に応じた支援を継続するとされている。このため、令和 7 年度予算案についても、被災地の支援ニーズや課題等を踏まえつつ、引き続き必要とされる支援を実施できるよう予算を確保しているため、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に尽力していただくようお願いする。

(「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（令和 7 年度）」として実施する事業)

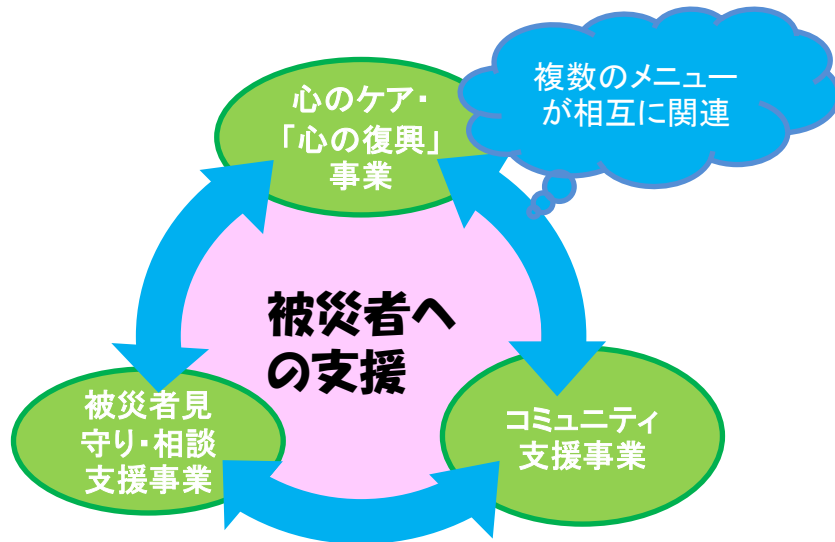
- ① 子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域に限る）
- ② 遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域に限る）
- ③ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ④ 児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域に限る）

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和7年度概算決定額 **77億円**【復興】
 （令和6年度予算額 93億円）

事業概要

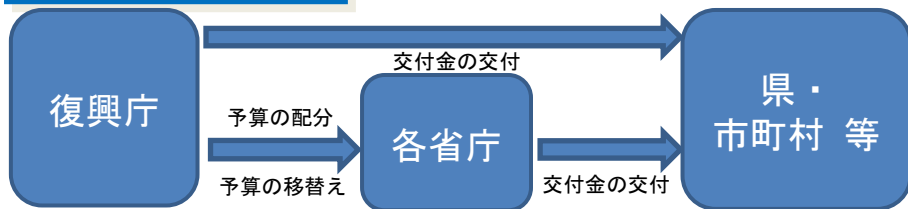
- 復興の進展に伴い、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。



事業メニュー

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
復興庁	1. 被災者支援総合事業 ①住宅・生活再建支援 ②コミュニティ形成支援 ③「心の復興」 ④被災者生活支援 ⑤被災者支援コーディネート ⑥県外避難者支援
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
厚労省	2. 被災者見守り・相談支援事業
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
厚労省	3. 仮設住宅サポート拠点運営事業
IV. 被災地における健康支援	
厚労省	4. 被災地健康支援事業
V. 被災者の心のケア支援	
厚労省	5. 被災者の心のケア支援事業
VI. 子どもに対する支援	
こども庁	6. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
文科省	7. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	8. 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

○ 交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた、効果的・効率的な、被災者支援の展開が期待される。